

平成28年第2回長与町議会定例会会議録(第2号)

招集年月日 平成28年 6月 7日  
本日の会議 平成28年 6月 8日  
招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 浦川 圭一 議員    2番 中村 美穂 議員    3番 安部 都 議員  
5番 饗庭 敦子 議員    6番 安藤 克彦 議員    7番 金子 恵 議員  
8番 分部 和弘 議員    9番 西岡 克之 議員    10番 岩永 政則 議員  
11番 喜々津英世 議員    12番 山口憲一郎 議員    13番 堤 理志 議員  
14番 河野 龍二 議員    15番 吉岡 清彦 議員    16番 竹中 悟 議員  
17番 内村 博法 議員

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長 中山 庄治 君    議事課 長 富永 正彦 君  
課 長 補 佐 細田 浩子 君

説明のため出席した者

町 長 吉田 慎一 君    副 町 長 鈴木 典秀 君  
教 育 長 黒田 義和 君    総 務 部 長 荒木 重臣 君  
企 画 財 政 部 長 久保平敏弘 君    建 設 産 業 部 長 緒方 哲 君  
住 民 福 祉 部 長 久松 勝 君    教 育 次 長 帯田 由寿 君  
健 康 保 険 部 長 谷本 圭介 君    水 道 局 長 木島 英利 君  
会 計 管 理 者 谷本 清 君    建 設 産 業 部 理 事 松邨 清茂 君  
水 道 局 理 事 吉田 邦彦 君    教 育 委 員 会 理 事 近藤 徳雄 君  
秘 書 広 報 課 長 青田 浩二 君    総 務 課 長 山本 昭彦 君  
契 約 管 財 課 長 井川 勝信 君    地 域 安 全 課 長 山口 功 君  
政 策 企 画 課 長 荒木 隆 君    財 政 課 長 田中 一之 君  
税 務 課 長 荒木 秀一 君    収 納 推 進 課 長 宮崎 伸之 君  
土 木 管 理 課 長 日名子達也 君    産 業 振 興 課 長 中嶋 敏純 君  
福 祉 課 長 森川 寛子 君    こ ど も 政 策 課 長 村田ゆかり 君  
住 民 環 境 課 長 栗山 浩二 君    健 康 保 険 課 長 志田 純子 君  
介 護 保 険 課 長 辻田 正行 君    下 水 道 課 長 濱 伸二 君  
教 育 総 務 課 長 宮司 裕子 君    生 涯 学 習 課 長 山口 利弘 君  
農 業 委 員 会 事 務 局 長 森 省二 君

会議録署名議員

12番 山口 憲一郎 議員

13番 堤 理志 議員

本日の会議に付した案件・・・・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 16時10分



## ○議長（内村博法議員）

通告順 1、饗庭敦子議員の①第 9 次総合計画について、②教育行政についての質問を同時に許します。

5 番、饗庭敦子議員。

## ○5 番（饗庭敦子議員）

皆さん、おはようございます。一般質問初めての 1 番であり、すごく嬉しいような緊張するような感じでございます。では、吉田町長 2 期目の町長就任おめでとうございます。そして、執行側も新体制となりまして女性の方がまた 2 人増え、こちらはちょっと華やかな感じかなっていうふうに思っております。左側の方にも増えていただくといいなというふうに思います。先日、報道があつてましたように、女性活躍推進法で女性管理職登用の目標が掲げてありました。各自治体意識の差があるというところで、長与町は数値の目標がなしという形になっておりましたけれども、是非 20 年度までには 20%、30%というのを目標にさせていただきたいなというふうに思っております。その中で、また部長クラスにも女性の登用がされることを期待しております。それでは、質問に入ります。

①第 9 次総合計画について、まちづくりにおける最上位計画であります「長与町第 9 次総合計画」が策定されました。その計画に関連しまして平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年間にわたる第 8 次総合計画におきまして、将来像として「郷の和気、夢・緑・創造のまち ながよ」の着実な実現に向け「垣根を越えた信頼ときずなで、ともに育ち合うひとづくり」「快適で地球に優しい持続可能な地域づくり」「誰もが暮らしやすい、いつかは帰りたいふるさとづくり」の 3 つの基本理念のもとに取り組みされた事業の事務事業評価はどうだったのでしょうか。第 8 次総合計画の総括を検証した上で次の計画があるべきと考えます。第 9 次総合計画につきましては、長与町ふるさと創生まちづくり調査特別委員会で説明を受け、議会の提案も取り入れていただいたところでありまして、パブリックコメントは僅か 2 件でした。非常に少なくこれで住民の意見が十分に反映されているのか、住民の意見を確認できたとは言い難い状態だと思います。この第 9 次総合計画は住民と行政と議会とともにつくりあげるものでなくてはならないと考えています。そこで以下の質問をいたします。1、第 8 次総合計画の総括についてお伺いいたします。2、第 9 次総合計画の力点はどこかお伺いいたします。3、第 9 次総合計画に住民の意向はどのように反映されているかお伺いいたします。4、先に策定された「長与町まち・ひと・しごと創生総合戦略」との整合的な推進はどのように行うかお伺いいたします。5、基本構想、基本計画、実施計画の期間は妥当かお伺いいたします。

②教育行政について。平成 28 年度より学校教育法の一部を改正する法律が施行され、小中一貫教育を行う義務教育学校について各市町村で設置が可能となりました。小学校から中学校への進学におきまして、新しい環境での学習や生活へ移行する段階で、いじ

めや不登校が増加したりする、いわゆる「中1ギャップ」や学年の区切りが子どもの発達状況に合っていないとの課題に対応するためと言われております。県議会では設置を可能にする条例が既に可決しております。教育の効果は数値で測りにくいとの意見が相変わらず根強く、議論や分析のベースとなるデータが一般に公開されていないことも多いです。例えば、少人数学級で学力は上がるのか、上がらないのか。ゆとり教育、ICT投資、これまでも確固たる検証がないまま進められてきた教育政策は多いと言われております。長与町では「心の豊かさと自ら学ぶ力を育てる学校教育の実現を推進します」と目標が掲げられております。そこで、長与町の教育行政について質問いたします。1、義務教育学校についての長与町の考えをお伺いいたします。2、防災教育についての町の考えをお伺いします。3、道徳教育についての町の考えをお伺いします。4、ゆとり教育についての町の考えをお伺いします。5、教育の格差は親の所得や学歴に起因し、子どもの学力に影響を与え、格差が世代を超えて再生産され、いわゆる子どもの貧困や貧困の連鎖が起きているということが分かってきております。それに対する長与町の考えをお伺いします。以上、質問いたします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

みなさん、おはようございます。それでは今日1番目の質問者であります饗庭議員のご質問にお答えをさせていただきます。2番目の質問につきましては、所管をしております教育委員会から回答いたします。私の方からは、1番目の第9次総合計画についての質問についてお答えいたします。まず1点目の第8次総合計画の総括についてということのご質問でございます。第8次総合計画の進捗状況や成果を把握するために、平成26年度に町民意識調査を、昨年度におきましては施策評価を実施をいたしたところでございます。これらを総括として捉え、第9次総合計画を策定したところでございます。この施策評価につきましては、平成26年度末現在「計画どおり」「ほぼ計画どおり」であったものが、全197施策の中で、172施策、パーセンテージにしまして87%、「やや遅れている」というのが21施策で11%、「遅れている」と答えられたものが4施策で2%という状況でございます。一方、町民意識調査におきまして分野別の充実度を尋ねましたところ、「教育」「子育て」「医療サービス」というのが高い評価を得た一方で、「文化施設」「公共施設」等が相対的に低い結果ということとなっております。さらに前回と同じ視点での基本施策55項目につきまして、満足度を尋ねましたところ、55施策中45施策におきまして、5年前より満足度が向上しており、その度合いが高いものは「学校教育」そして「上下水道」そして「後期高齢者医療」そして「防犯」とこういった4点等がございました。「住みやすさ」と「定住意向」をお尋ねしました設問では「住みやすい」との回答が87.3%、「住み続けたい」という回答が84.8%と、概ね高い評価を頂いたところでございます。

次に2点目の第9次総合計画の力点についてのご質問でございます。第9次総合計画は、基本構想の後期基本計画として策定したものでございまして、社会状況の変化や町民ニーズ、前期基本計画の実績や課題を反映した結果として、平成28年度からの5年間に於いて具体的に展開する施策や政策を体系的にお示しするものでございます。その中で本町の弱みを克服するとともに、まちの強みを活かした付加価値の高いまちづくりを展開するために、町民の皆さま、事業者、行政が連携をいたしまして、重点的かつ総合的に展開するまちづくりをパッケージとして取りまとめた3つの戦略プロジェクトを新たに設定をしたところでございます。その3つの戦略プロジェクトの中の1つ目は「コンパクトで元気なまちづくりプロジェクト」でございます。中心市街地を核としたバランスのとれた都市機能の配置と地域資源や個性を活かしたまちづくりを両輪として進め、公共交通で有機的に結ぶことによりましてコンパクトで機能的なまちを目指してまいります。また、地場産業の活性化あるいは定住・移住促進により、まちの元気を創出する事業を展開をしてみたいと考えております。2つ目は「健康づくりと長生き応援プロジェクト」でございます。住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、スポーツを通じた健康づくりを進めてみたいと考えております。また自治会をはじめ、地域の医療・介護・福祉・スポーツなどの関係機関、さらには町の財産であります大学などの研究機関が連携をいたしまして、健康的で安全、安心して暮らしていける地域づくりに努めてみたいと考えております。

3つ目は「すなおで元気な長与っ子育成プロジェクト」でございます。幼稚園から大学まで揃っている強みを活かし、未来を担う子どもを育てていきたくなるような、そういったまちを実現するために、結婚、妊娠から出産、育児、学校教育までの一貫した子育て・教育環境の充実を図ってみたいというふうに考えております。

3点目の第9次総合計画への住民の意向の反映というご質問でございますけれども、現計画の策定にあたりましては、第8次総合計画の施策に対する町民の皆さまの評価を測定するとともに、今後のまちづくりにおける課題やニーズを把握することを目的といたしました町民意識調査を実施をいたしたところでございます。この調査をはじめとして、計画素案の作成に至るまでには、長与町総合開発審議会におきまして、7回にわたるご審議を賜りました。そのご意見を取り入れつつ答申を頂戴したところでございます。そしてまた、先ほど議員がおっしゃいましたように、町議会におきましても「長与町議会ふるさと創生まちづくり調査特別委員会」を設置をいただきまして、数多くのご意見を賜ったところでございます。さらに、パブリックコメントを実施をいたしまして、結果を公表するなど、第9次総合計画の策定にあたりましてはあらゆる機会をつかまえて多くの町民の皆さま方のご意見を反映してきたのではないかと考えております。

次に4点目の「長与町まち・ひと・しごと創生総合戦略」との整合的な推進ということでございます。この第9次総合計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略では、今後の本町のまちづくりの基盤をなす重要な計画ですので、これらは互いに密接不可分である

ということと言うまでもございません。第9次総合計画は、まちづくりの全ての分野に及びますが、その中の「人口減少対策」に係る領域を強調したものをこのまち・ひと・しごと創生総合戦略として位置づけておるわけでございます。前述の総合計画の3つの戦略プロジェクトはほぼ総合戦略の領域と重なっている部分が多ございます。重点的に取り組むべき課題であると考えております。今後とも、総合計画、総合戦略の両者を一体的に取り組むことにより、事業の効果的な推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、5点目の基本構想、基本計画、実施計画の期間についてのご質問でございます。基本構想につきましては、まちづくりの基本的指針としてその将来像を描くために、ある程度長期にわたる計画期間を設定する必要があることから、「長与町基本構想の策定に関する条例」におきまして、計画期間を10年間のスパンと定めているところでございます。また、基本計画につきましては、まちづくりの各分野における具体的な施策や取組を示したもので、これを現実性あるものとするため、計画期間を5年間のスパンとしております。実施計画は、基本計画に示した施策・取組をさらに実行していくための年次計画であるということから計画期間を3年間とし、毎年ローリング方式により見直しを行って進めております。いずれの計画期間につきましても、適切なる期間を設定しているものと考えております。過去の経緯との整合性という観点からも妥当であると判断をしておるところでございます。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

黒田教育長。

○教育長（黒田義和君）

②の教育行政ですが、（1）義務教育学校についてお答えします。明治以来、脈々と築き上げてきたわが国の6・3制の義務教育に今、大きな変革が加えられようとしています。それは、現行の小・中学校に加え、6年3年という区分けにとられない小中一貫教育を行う新たな学校の種類として、義務教育学校の設置を可能とするものです。あくまで可能とするもので、しなさいというものではないんです。このねらいは、学校教育制度の多様化及び弾力化の推進によって、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことができるとされております。先ほど議員ご指摘のように「中1ギャップ」解消策の一つにはなるかもしれません。現時点で義務教育学校は全国の公立学校で22校が設置されていて、九州では佐賀県に1校ございます。もし本町で設置を考える場合、多くの課題がございます。まず、5つの小学校から3つの中学校に接続している校区をどのように分けるかという課題、また1つの義務教育学校を設置しますと、義務教育学校ですから校長が1人になります。そうしますと、規模的に大きくなり過ぎては本来の趣旨であるきめ細かな指導が行き届きにくいのではないかという課題、またこれは小・中一緒に9年間過ごすわけですから、小・中学校両方の免許状を持った教員が必要となります。そういう教員を集めることができるかなどという課題がございます。先行実施している22校の9年間の区分けを見えます

と15校が4-3-2という区分けで実施しています。また、6-3の区分けのままの学校も結構ございます。地理的に見ますと学校の統廃合という課題解決策の一つとして取り組んでいるんじゃないかなと思われる学校もたくさんございます。この制度はまだ始まったばかりですから、全国や県下の状況を注視しながら、今我々が進めている小・中連携事業をさらに推進して本町の子ども達を育てていこうと考えているところです。

2点目の防災教育でございますが、学校における防災教育のねらいは3つございます。1つは、自然災害時の現状や原因などについて理解を深め、現在及び将来に直面する災害に対して的確な思考・判断に基づく適切な意志決定や行動選択ができるようにすること。2つ目は、地震、台風の災害等に伴う危険を理解・予測し、自らの安全を確保するための行動ができるようにするとともに、日常的な備えができるようにすること。3点目は、自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加・協力し、貢献できるようにすることとなっております。小・中学校においては、防災教育という教科はございませんが、今取り組んでいる生きる力の育成は、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、主体的に判断し行動し、よりよい問題を解決する資質や能力、自ら律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力の育成、これを目指すものであり、これが防災教育のねらいと重なるものがあると理解しております。今後、これまで実施してきた避難訓練等の充実を進めるとともに、様々な危険から子どもの安全を確保するために行われる総合的な安全教育の1つとして、防災教育を進めてまいります。

3点目の道徳教育でございますが、本町では各学校で校長のリーダーシップのもと、道徳教育推進教員が中心となって全体計画を作成し、学級担任による道徳の指導を進めるとともに、すべての教職員がすべての教育活動を通して道徳教育を行う。そういうところでございます。今後ですけれども、この特別な教科「道徳」というのが教科化される手順になっておりますが、今、小学校では今年に道徳の教科書の検定を行い、来年度に採択をして再来年度から実施、それから中学校はそれよりも1年遅れての実施ということで次期学習指導要領の改定を待たずに、前倒しで実施されるという手順で進んでおります。そういう道徳教育の充実のためには、私たちも学校を支援してまいろうと考えております。

4点目のゆとり教育でございますが、ゆとり教育は教育内容を精選することにより、時間的・精神的なゆとりの中で、習熟度に応じた個別指導や繰り返し指導、体験的・問題解決的な学習を実施し、子どもに基礎・基本の確実な定着や思考力・判断力・表現力を身につけさせることをねらいとして実施してまいりました。確かに目に見える形では、授業時数が減ったし、教科書が極端に薄くなっておりますが、そういうことをイメージされるかもしれませんが、このゆとりの導入時のスローガンは、「ゆとりと充実」であって、単なる量的な軽減ではありませんでした。むしろ充実こそが主たるねらいであっ

たんです。この考えにはですね、平成に入った頃のわが国の大きな教育課題がございました。その課題とは、行き過ぎた詰め込み教育や校内暴力やいじめ、不登校や落ちこぼれなどが増加して、それに早急に対応しなければならないというそういう時代でした。本町でも同様な実態がございました。しかし、現在の学習指導要領では事業時数は増加し、見る教科書から読む教科書に変わったと言われるほど充実し、既にゆとり教育からは、次の時代に向けた移行が進んでいると認識しております。また、馳文部科学大臣は5月10日、ゆとり教育との決別を明確にし、これからの時代に対応できる質の高い教育の強靱化というメッセージを發していますので、本町でもその趣旨に添った新たな教育改革に取り組んでまいります。

5点目の教育格差、貧困の連鎖でございますが、昨年平成27年12月に文科省から出された学力調査を活用した専門的な課題分析に関する調査によりますと、家庭の社会経済的背景が高い児童生徒の方が、各教科の平均正答率が高い傾向にあることを示しております。と同時に、社会経済的背景が低いけれども不利な生活環境を克服してきた児童生徒の特徴として幾つか挙げておりますが、1つは朝食等の生活習慣が改善された、あるいは読書や読み聞かせの実施をした、あるいは学習習慣、学習規律の定着などが挙げられております。本町においては、これまで、すなおで元気な長与っ子を育むための「家庭教育10か条」を作成し「1日の力は朝食から」とか「毎日机に向かおう」などのリーフレットを作り、各家庭へ働きかけているところでございます。また各学校での学習規律の徹底や家庭学習の習慣化、読書活動の推奨、一人一人に応じたきめ細かな指導を推進するための支援員の配置などを行い、家庭の社会経済的背景の差が子供の学力の格差につながることはないよう、取組を進めているところでございます。以上です。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

はい、それでは再質問に入らせていただきます。第8次総合計画の総括について、分析の結果、遅れているが2%なのだというところでございましたけれども、ホームページに掲載されております施策の評価の中では、37項目の内に12項目が目標達成していますということで色でしてあるかというふうに思いますが、その点は、目標に達成していない部分っていうのはどのようにお考えでしょうか。

○議長（内村博法議員）

久保平企画財政部長。

○企画財政部長（久保平敏弘君）

施策評価の結果でございます。確かに、遅れている、やや遅れているというものもございます。それにつきましては、やはり、施策にはいろんな形態がございまして、ソフト事業、ハード事業、それと例えば住民の皆さんへ啓発を図っていくようなもの、そういったものもございます。例えば企画の所管で申しますと協働についてですね、これは

遅れているという評価をしたものでございます。ただこういった施策評価の結果につきましては第9次後期計画の策定には当然、課題として引き継ぐということはもちろんでございますけれども、引き続き9次計画においてその改善に向けて努力をしていくということには変りないと考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

今言ってたのはこの細かいところのこの数字の分を言ったんですけれども、その前に私が25年の6月議会で当初の計画の時にも、やや遅れてるとか、遅れてるといのは今から取り組まないと5年後には達成できないんじゃないかというご質問をさせていただきました。その時には、今後ヒアリングとかして進めていきますという答弁でございましたけれども、結果その時遅れてたものはこの8次計画が終わっても遅れてるわけなんです。だから、その間の対処をどのようにしてきたのか、今また9次総合計画ですとおっしゃってますけれども、結果ずっと遅れてきてるものを目標値だけ同じような形でしても、なかなか難しいのではないかというふうに思うんですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

久保平企画財政部長。

○企画財政部長（久保平敏弘君）

施策評価の結果として、遅れている、やや遅れているという領域につきましては参画協働がまず1番遅れているという評価になっております。その次が道路や住宅などの基盤整備、そしてその次が産業と、これらが遅れているという評価でございます。これはあくまでも、内部での自己評価ということでございます。それとは逆に進んでいるというのが教育、環境、福祉というものでございます。それで先ほど申し上げたとおりですね、当然、計画期間内においてそれを遅れているというのを挽回する努力はしてまいりましたけれども、やはりなかなかうまくいかない部分もございました。ただ、そのまま第9次計画に引き継いだということではなくて、当然、そこに一定の反省を踏まえた検討を加えまして第9次計画に引き継いでいったということでございます。例えばそれは参画協働が非常に遅れているということは私ども自他共に認めておりますが、ただそれをそのまま引き継ぐのではなくて、この4月の機構改革において協働の専任の係を設置すると、そういったこともしておりますし、漫然と引き継ぐということではなくて、詳細なと言いますかね、住民の皆さんのアンケートも踏まえまして検討を加えながら、改善に向けて9次計画へ謳いこんでいったというふうにご理解いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

反省を踏まえて9次計画でっていうところかというふうには思いますが、その何て言うんですかね、なかなかこう大きな改善と言うのが難しいのかなっていうふうに思うんですけども、どこが駄目でどうなったのかっていうのがもうちょっと明確になるのかなっていうふうに思います。そしてその9次計画にっていうことですので、9次計画の力点というところで総合計画をそのまま説明していただいた感じもしたんですけども、力点というところで住民の方からですね、住民にとっての重要課題は図書館の建設と思うけれどもこの9次計画を見るとどこに書いてあるんであろうというぐらい、私も探したらやっと1箇所、新図書館の整備推進っていう形でしか書いてなかったんですけども、ここに何か図書館を建てようという思いが何か感じられないという住民の意見があったんですけども、そういうあたりはどのように考えますか。

○議長（内村博法議員）

久保平企画財政部長。

○企画財政部長（久保平敏弘君）

ご指摘の件でございますが、そのご指摘はパブリックコメントでもご指摘をいただいたものでございます。計画書の中にどこに表現してあるのかということですが、戦略プロジェクトの中に、今ご紹介していただいたとおり、新図書館の整備推進ということで、プロジェクトに位置づけております。それとそのソフトの部分として、図書館を活用した地域文化の情報発信と各種プログラムの実施と。これは新図書館に限らず、既存の図書館も含めまして、図書館を活用した生涯学習に努めてまいりますという意志表示をしているものでございます。この計画書の中で触れている部分がほんの僅かであるというご指摘ですが、施策もしくは事業として表現するというのであれば、あちこちにちりばめられるというような形にイメージしがちなんですが、実際の計画の構成から言いますと、こういう形でしか表現しづらかったということが正直なところでございます。戦略プロジェクトの中の中心市街地の活性化を進めるという中に、他にも事業ございますが、新図書館の整備推進というところで表現していることで、私どもの熱意を感じていただければなと感じております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

その熱意が住民の皆さん感じられないというところですので、せめて新図書館の建設とかですね、5年後までの計画ですので、しかも土地はもう買ってあるわけですから是非そうしていただきたいなど。それと昨日の町長の所信表明でも、早い時期に長与町サイズの図書館というふうに言われておりますので、この計画が紙に書いた餅にならないようにするためにはですね、是非建設したいという意欲を書いた方がいいんじゃないかなというふうに思いますが、再度、簡潔に答えていただければと思います。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今議員がおっしゃったように、それはもうこちらも思っております。ただ先般から言っておりますけども、いろんな財政的なもの等々ありますのですね、その辺りを勘案しながらしなくちゃいけないということですけども。もうこの図書館の用地を買わせていただいで、それも議員の方で決めさせていただいたわけでありまして、そこはこちらもきちんとした形で取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

是非ですね、この9次計画が活きた計画になるようにしていただきたいというふうに思います。その中で住民の意向っていうところでは、多くの皆様の声を反映したという答弁でございましたけれども、パブリックコメントがわずか2件だというこの事実の中で、どうしてその多くの皆様の声が反映したというふうに捉えられてるのか。前、図書館問題の時にはパブリックコメントが58件あったというふうに思うんですね、そうした場合の住民の方の興味の違いついていうものが明らかに出てるのではないかというふうに思うんですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

この第9次総合計画への住民の皆様の御意向の反映でございますが、まず先程来御説明申し上げておりますとおり、まちづくり町民意識調査を4,000人の住民の皆様を対象に実施をいたしましたところでございます。有効回答数につきましては1,500件程度でございました。それから、総合開発審議会や特別委員会を通しまして、多くの意見をいただいていたところでございます。パブリックコメントにつきましても、実施をいたしまして、御意見としては2件という結果でございました。ただ、他自治体のですね、この総合計画に対するパブリックコメント、御意見などを見ましても、本町と同等の数件程度、長崎県内でも、大きな市につきましても、御意見がなかったりという結果でございました。多くの方に、この計画はご覧をいただいたものと思っております。その結果、2件の御意見であったというふうに考えているところでございます。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

他の市町村も少ないから、長与町も少なくともいいよというふうに若干聞こえたんですけども、そうではなくて、たくさんの方が見ているであろうと、どこをどうもって

想像するのちちょっと理解できませんけれども、この総合計画に対してもパブリックコメントっていうものだけではなくて、この計画をする上ではワークショップとかディスカッションとかをしていきながら、そのアンケート結果はもちろん反映されてることと思いますけれども、新しい取り組みを考えてはどうか、パブリックコメントが減ってる中で、パブリックコメントをしたから聞きましたよと、それで、じゃあ第9次計画はこうしますよというふうに、今までの流れどおりやってきたから大丈夫みたいな気がしてならないんですね。そのあたりを、だから、どうしたら皆さんが本当に読んで、こういうふうなのがあったというふうになるのかということと、出てきていただく、住民参画も含めて、新しい考えとかですね、していってはどうかと思うんですけれどもいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

久保平企画財政部長。

○企画財政部長（久保平敏弘君）

結果的にパブリックコメントが2件しかなかったというところは、私どもも残念でございました。ワークショップについての御指摘がございました。ワークショップにつきましては過去において、第8次計画ですね、第8次計画は基本構想を策定して、それは現在も引き継いでおるわけですが、構想の策定時に長与未来会議という形でワークショップを開催しております。その前ですね、第6次、7次計画のときの構想を策定する平成13年からの今の前の構想を策定時も100人委員会という形でワークショップを開催しております。ワークショップはどういった形で計画の中に反映されているかと申しますと、将来像であったり基本理念、政策目標、そういった、やはり構想の部分に反映をしていると。前期計画後期計画と申しますと、どうしても具体的な事業の体系になりますので、それはワークショップで頂戴した御意見はなかなか反映しづらいということがございますので、それはやはり、たくさんの方から意見を頂戴した意識調査を基本として反映してきたという経緯がございます。それ以外に新しい手法で町民の皆さんの御意見をという御提案でございますけれども、現行としてはですね、ワークショップ、それと、アンケート調査、パブリックコメント、これが3点セットという形で、非常に一般的な手法となっておりますが、これ以外に何らかですね、そういった手法が想定できないか、他団体の例も調べまして、検討可能であれば検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

そうですね、ぜひ、町民と行政と議会と作り上げるものと認識しておりますのでお願いしたいと思います。最後にその期間のところなんですけれども、今回この期間を出したのは、今回町長選挙があったと思うんですね。今回は無投票で町長がなられましたけ

れども、選挙があった場合に違う政策を出して、別の町長がなられるっていうこともありうるかと思うんですね。なので、最近の例では首長の任期に合わせて変えていくというふうな傾向に若干来てるかというふうに思うんですね。そのあたりも含めて、この計画を今まで10年5年3年でしたので、今後も10年5年3年で良いものなのか、今回選挙もあったことですし、無投票でしたけど選挙して町長になったので、今後を今さら4年間とはできないんでしょうけれども次のときにはその期間を考え直すとかですね、してはどうかと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

久保平企画財政部長。

○企画財政部長（久保平敏弘君）

計画につきましては基本構想、それと、前期後期の基本計画、実施計画と一応3段階、レベルが3段階になっているという中で、大半の団体がその計画の中で動いているという状況がございます。確かに御指摘のとおりですね、首長のマニフェストを即時に反映させることが可能となるような計画期間を検討しているという事例ももちろん承知をしております。今後の検討課題と考えておりますが、本町におきましても以前、基本構想の改定ということが議論になりましたけれども、本町の場合は現行の基本構想が現町長の基本的な施策と大きく変わるところがないというところそのまま踏襲をしたというところがございます。御指摘の首長の任期に合わせた計画期間への検討ということですが、必ずしも基本構想ではなくて、前期後期の計画などは、より対応することが容易だとは思いますが、検討課題として考えたいと思います。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

ぜひ、やはり当選した町長が4年間こう、反映できるような形にしたほうが良いと思いますので、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。続きまして、教育行政の方に行きたいというふうに思います。義務教育学校につきましては現在するとなるという課題もあるし、今のままでいいのではないかなというお話だったかというふうに思います。その中で、第9次計画にも載ってますけれども、子供さんが学校に行くのは楽しいと思いますかという調査結果に、そう思うというのが小学生では56.7%、中学生が67%というふうに出ております。この結果が学校が楽しい、先ほど最初言っていたじめや不登校でなくて楽しいというもので理解していいものか、数字的にはですね、ちょっと少ないのかなというふうに思うんですね、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

黒田教育長。

○教育長（黒田義和君）

数字はですね、どんなっていうか、いろんな選択肢しても大体それぐらいのパーセントになるのかなど。だから楽しい、楽しくないというところの、その楽しいの基準は何なのかというそこらあたりもございますので、必ずしもですね、それに一喜一憂しちゃいけないと。もちろん上げていかなければいけないだろうとは思いますが、

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

数字は一つの目安かというふうに思っておりますけれども、ぜひ楽しいと思えるような学校になっていくと良いかなっていうふうに思います。次の防災教育についてなんですけれども、避難訓練とか総合的なことをされてるということでございましたけれども、最近、熊本地震もありましたし、かなり防災に対する教育が、やはり子供のころから必要だと。そうすると中学生では大人の助けにもなりますよというふうに言われておりまして、その一例として、防災士というものを小学校中学校でもってはどうかってところで、ジュニア防災士っていうことを実施されてるところもありますけれども、長与町もその総合的な訓練の一つとしてそれを考えてはどうかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

近藤教育委員会理事。

○教育委員会理事（近藤徳雄君）

まず、学校教育におきましては、先ほど教育長の答弁にもありましたように、指導の部分ではですね、小学校1年生から中学校3年生まで、それぞれの発達段階においてですね、防災にかかわる指導というのをしております。一例として持って参ったんですが、これは1年生の教科書です。生活科の教科書なんですが、この中で既にですね、絵なんですけれども、例えば、危険なところに近づかないであるとか、避難のときにはこのようにするであるとか、というところから始まって、中学校においては、今度は理科社会で、知識の部分进行を教える、それから道徳で先ほどおっしゃったような公共の心を育てる。最後に、避難訓練などでスキルを伸ばすというようなことで、学校教育の内側ではそのような取り組みにとどまっておりますが、その防災士というところまでは今現在、取り組みがないような状況です。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育次長（帯田由寿君）

議員おっしゃられておりますジュニア防災検定ですけども、知識としての防災、自助のための防災、共助、公助としての防災、この三つを中心に考えて参りまして、自分で考え判断して行動ができる防災力を身につけるということで、私は認識しておりますので、こういうものはやはり学校教育の中で取り組んでまいりたいというふうに考えてお

ります。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

ぜひ取り組んでいただければというふうに思います。そして次の道德なんですけれども、道德は非常に難しいかなというふうに考えております。先ほど教育長のお話にもありましたように、これが教科になる、本を選定して教えるっていうことなんですけれども、私はその道德を本によって教えるのが道德なのかなっていうところに非常な疑問を持っております。道德をこうですよ、ああですよって、本もネットにありますので見させていただきましてけれども、そうではなくて日ごろの生活の中でやはり教えることが必要ではないかなというふうに思ってます。今道德の時間とかいろんな形でしてるっていうことなんですけれども、本ではなくてしていくことを考えてないのか、やっぱり本が出たら本で行っていかうと思ってるのか、そのあたりをお伺いします。

○議長（内村博法議員）

黒田教育長。

○教育長（黒田義和君）

これ議員御指摘のとおりですね、今まで少し形骸化されてたんじゃないかなっていう理由の一つに、教科書、いわゆる教えるそういう教科書がなくて、それぞれの持ち寄りの資料をもとにいうことがあったから、も原因の一つじゃないかなということいろいろ反省されて、今度は教科書ができるんですけども、あくまで教科書も一つの情報であって、教科書以外のいろいろな読み物資料とか、体験的な資料、これを使ってですね、やっていくと。しかもそれは道德の教科だけじゃなくて、すべての教育活動の中でやっていくんですよと、そういうことですね。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

全てのところですよ。でもこの道德が教科になるってことは評価をされるのかなっていうふうに思うんですけども、この評価についてはどのように考えておられますか。

○議長（内村博法議員）

黒田教育長。

○教育長（黒田義和君）

これが1番、我々の間で議論となったこととございまして、教科として位置づけるならば、評価もしなきゃいけない。国語、算数、社会では、いろんな評価やってますけれども、ですからこれを道德を教科と言ってなくて、特別の教科道德という言い方をしているということは、評価を数字でもって123というそういう評価じゃなくて、文章表現

によってですね、文章表現によって、その子の特性に応じた、こういうところはすばらしい、こういうところはもう少し頑張ろうといった形の、いわゆる従来の教科とは違う評価でやろうということで今話は進んでおります。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

従来の評価とは違うってということなんですけれども、やはり人間にはいろんな価値観があるかというふうに思うんですね、そうした場合には、その評価する先生の価値観っていうものの押しつけになるんじゃないかという懸念も出てるかと思えますけれども、そのあたりは何かお考えがありますか。

○議長（内村博法議員）

黒田教育長。

○教育長（黒田義和君）

おっしゃる通り、この教科化における1番の問題点は、価値感の押しつけ、その担当する教員の価値の押しつけになりはしないかということであって、そうならないようにですね、そうじゃないわけですから、そうならないような具体的な手だて、評価をどう評価するかとかですね、そういうことをやっておりますので、今のようなことがないように指導してまいりたいと考えております。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

是非ですね、評価難しいですけれども適正なところでしていただきたいと。一つ、この文科省が出してる分で平成26年にあったドラマのヒーロー、キムタクが出るんですけれども、そのヒーローとタイアップして道德教育をしてはどうかというのが出てましたけれども、そのあたりは何かお考えがおありでしょうか。

○議長（内村博法議員）

近藤教育委員会理事。

○教育委員会理事（近藤徳雄君）

ダイレクトにそれを使ってというようなことは、今現在は考えておりません。ただですね、考える道德であるとか、議論する道德っていうような方向に進む中でですね、その材料として、そのようなものが使われる可能性は否定できないのかなというふうに考えます。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

1つの例でございましょうけれども、真実とは何でしょうか、正義とは何でしょうか、

本気で生きることが網羅されてるようですので、良ければ使っていただくと楽しいのかなっていうふうに思います。続きまして、ゆとり教育についてというところで、先ほど教育長が言われましたように、馳文部大臣がゆとり決別宣言というのを出されたんですけども、この場合にこのゆとりの何が問題だったのかとかいう総括ができるのかなど。ゆとり世代の人の話を聞くと、別にゆとり世代になりたくてなったわけじゃないというのが大半返ってきますけれども、その長与町でゆとりってものをどう考えてこの決別宣言をどう捉えて今後子ども達に伝えていくのか教えてください。

○議長（内村博法議員）

黒田教育長。

○教育長（黒田義和君）

難しいですね、それはね。私は自分の経験から言うのはよくないでしょうけども、そういうゆとりの研究をずっとやってて研究発表やってましたけども、先ほど答弁したように、ゆとりとは言っていないですよ、ゆとりと充実なんですよ。で、充実、これ何故かいうと、確かにパイとしてはゆとってるけども、その中の1つ1つを充実させましょうと。ですから、いろんな話し合い活動とか、今後また国が出そうとしてるアクティブラーニングだってね、子どもがいろいろ意見を戦わせることによって議論が深まる。そういうことをひとつひとつやっていく。これがゆとり教育のねらいだったんですよ、充実だったんですよ。だって昔は、ご存知のとおり、円収率が3.14幾らという、こうやってたのをゆとり教育の中では円周率3でいいよということだった。これをもってですね、一般の方々、円周率が3になったとってね、これで大丈夫かと言われたけども、そうじゃなくて、直径を3倍すれば円周が出てくるというそういうふうな計算でそれを基に、何か新しい発想をする。ここからあそこまでどのくらい距離があるかという目測を見通しを立てる時には、円周率が3でもいいんじゃないのというそういう細かなひとつひとつをやってしてたわけですよ。ですから私はゆとりが間違ってたと思わないし、ゆとりと充実の充実のところがおろそかになっていたところがあったかもしれない。だから充実を今から目指していきますと、充実していきます。これがこの後は教育の質の向上に繋がっていくわけなんです。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

そうですね、ゆとりという言葉だけが反映されてるような感じかなと思うんですが、決別宣言をするとなると何か悪かったような印象を若干与えるのかなってところが、危惧するところがございます。次にこの子どもの貧困なんですけれども、この長与町で子どもさんが貧困でちょっと困ってるなっていうのを、どういう場面でキャッチするようにされてるのか。保護世帯とか準要保護世帯とかいうのは明らかに分かるかと思うんですけれども、その狭間にいらっしゃる方をどうやってこうキャッチする、このキャ

チしないからSOSが見逃されるっていうふうに言われてるかと思うんですね。だからこの部分はどうのようにされてるか、お伺いします。

○議長（内村博法議員）

近藤教育会理事。

○教育委員会理事（近藤徳雄君）

学校現場においてはですね、先ほどご指摘のあった、いわゆる就学支援の必要な家庭っていうようなところは確実に把握ができると。ただそれ以外の部分についてはですね、長与町においては大変、民生委員さんとか児童委員さん方が地域のことを把握していただいて、気になる場面であるとかですね、そういうことについて学校に情報を共有させていただくような機会が多いので、そのようなところからですね、情報を受けとったりしているという現状がございます。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

その現状の中で長与町の中で何人かそこで救いの手を伸べられたっていうことがあったのかどうかお伺いします。

○議長（内村博法議員）

近藤教育委員会理事。

○教育委員会理事（近藤徳雄君）

具体的に救いの手というのが、具体的によく分からないのですけれども、先ほど教育長の答弁の中にもございましたように全ての子どもに対してですね、家庭の経済的であるとか、さまざまな不利な状況が学校生活や学力への影響が可能な限り出てこないようにするためのですね、手だてとして全体に対してですね、取り組み、家庭学習であるとか、それができない場合には、学校における補足的な指導であるとか、そういうような形での取り組みということですか。ちょっと具体的にはお話できないかなと思います。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

救いの手というか、そのキャッチできたのかなっていうのを知りたかったんですけども、そのことによって、この人に必要な、助けが要るんだなっていうのがキャッチできたのかなっていうのが知りたかったんですね。もう1つ、このやっぱり貧困に繋がるには子どもさんが多い家庭とかですね、離婚された家庭とかいろんな家庭の事情が結構あるかなっていうふうに思うんですね。そうした時にいろんな家庭の方のその給食費無料化とまではいかないですけども、何かしらその給食費を2番目から3番目からっていうんですか、4番目からとか、何かそういうものを考えられないかというふうに思う

んですね。少しでも負担を軽減するっていう点ではいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

黒田教育長。

○教育長（黒田義和君）

ご指摘の件につきましては、準要保護につきましては認定がされますと、これは給食費はそちらの方で出ますので大丈夫なんですけども、問題は認定されないゾーンの方に対する今のようなお話ですけども、私どもも検討はしてるんですけども、なかなかですね、他のいろいろな子育て支援全体の中でね、給食費だけ云々ということいかんので今全体的にそういうことは検討はしてます。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

そうですね、やはり何らかの検討をしていただいて少しでも貧困にならないようにしていただき、教育の格差がなくなるといいかなって思うんですね。この貧困っていうのはお金がないということだけではなくて、落ちついて勉強できる環境がないとか、ご両親が家にいないとか、皆でレジャーに出かけられないとか、朝食が食べれないとか、いろいろな面があるというふうに思ってるんですね。でも、これの分をどうにかして地域の力、学校の力、家庭の力も含めてですね、子どもさんがやはりそういう状況であっても同じように勉強ができるっていうことで、長与町の子どもさんが将来にわたって安心して過ごせるような町になり教育になることを願って終わりたいと思います。以上、ありがとうございました。

○議長（内村博法議員）

場内の時計で10時45分まで休憩いたします。

（休憩 10時31分～10時45分）

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き一般質問を行います。通告順2、吉岡清彦議員の①二期目の取り組みについての質問を許します。

○15番（吉岡清彦議員）

おはようございます。2番目として質問させていただきます。町長の2期目の当選、誠に心よりお喜びを申し上げます。本来なら前に言うべきと思いますけども、この席で言わせていただきます。また、今回熊本の地震で亡くなられた方がたくさんおられました。ここで御冥福を申し上げたいと思っております。とともに被災された方々ですね、早い復旧をまた、心よりお祈りいたしたいと思っております。少しずつ何かこう、仮設住宅等とかできつつあるということで、喜んでおります。今7月の参議院選挙が話題になっておりますけども、言うなれば社会主義体制になるか、自由主義体制が残るか、大きな瀬戸際じゃないかと思っております。ちょっと心配するのが学校ですね、先生たちが何かこう、子供さんにアンケート等々するような気運もあって心配するところもあります。また大学では、法政大学の山口教授がひどくはしゃいでおってですね、ちょっと心配するところもあったりしておりますけども、それとともに一つ記事が、5月18日の新聞で、最近の新聞で皆さん方も見ておると思いますが、自公対民共という大きなタイトルはよく最近出ております。5月18日の新聞ですけどね。東北の宮城県のところを取り上げておりますけども、ちょっとそこで私が気になった言葉が、悪魔とでも手を握る、こういう言葉が出てきた。タイトルでありまして、中を読んでいくと、民主党県連幹部は悪魔とでも手を握る気迫がないと厳しい選挙は勝てない。と、こういう言葉で表現されておまして、その悪魔がどこなのが、私はここでは言いませんけども、良い悪魔もおったりするんじゃないかと気もしております。悪魔という字を調べてみたら、人の心を惑わして悪い道に向かわせる魔物と書いてますけども、いろんなこう表現が辞書によって違いますけども、こういうことをしながら政治をやっていく、それ以上の悪魔がいて、悪魔をコントロールしていく、こういうことが日本の政治でこれから出てくるのか、ちょっと心配が、私はあるところでございます。さて町長はですね、ずっと当初から、住みたい、住み続けたい、あるいは住んでよかったと思えるような幸福度日本一の町をつくりたいというのが、常々言っておられます。これはもう本当に立派なことですので、私も大いに賛同するわけでございます。また、先人の言葉や話題の言葉をまた思い出してみたいと思っておりますけども、3月12日の産経新聞に「あの人」と書いて、括弧書きしてはっきりと「菅直人さん」と書いておりましたけれども、を総理にしたから天罰が当たったのではないかという記事で東日本大震災発生当時の原子力安全委員長だった人が、その3月8日ですか、テレビで語ったということが巷で話題を呼んでいる、これは新聞に載っておりますので皆さん方も分かってると思います。そういう中で我々地方としても、じゃあ長与のトップは吉田町長でありますので、いつも言っておりますように、あんな人が長与町長になったから長与町は駄目になったとな

らないように私も期待するわけでございます。いつも言ってますように名君になってほしいというのが私の希望でもあります。今後、当選されて、今後ですね、4年間、誠の心で町民のために取り組んでほしいというのがまた、私の願いでもあります。そこで、4年間を振り返ってどういう気持ちで取り組んでいくのかですね。2点目で、夕張メロンですね、有名ですけども、夕張市が確か平成18年と思いますけども、巨額な赤字を抱えて財政破綻をいたしましたのは皆さん方もご存知だと思いますけども、放漫経営といえますか、あるいはそれを監視する議員の能力の無さがその当時、話題となりました。本町の今後の事業計画を、どうなっていくのかですね、お聞きしたいと思っております。それと3点目ですけども、町長もインタビューで団地の高齢化に対処していきたいという記事が載っておりました。どういうものを、これからそういう方々のためにやっていくのか、お尋ねしたいと思っております。(4)として、熊本地震がありました。この教訓を本町にどういう具合に、対策が、今までの対策があったと思いますけども、どういう対策がまた必要となってきたのかを聞きたいと思っております。またニュータウンにも防災センターというのがあるわけですけども、こういうところも、いろんな避難所となってきます。今後の中身についてですね、高齢者も多くなってくるわけですので、便器が和式しかありませんので、洋式に換えたらどうかというのを質問したいと思っております。あるいは団地の中の北公園があるわけですけども、そこをかき上げて避難場所、避難するいろんな施設の場所にできないか、お尋ねしたいと思っております。それと気になったのが、普通プールというのは地上にあるわけですけども、長与の場合は、長与小学校に屋上にあるわけですね。こういうことで水漏れ等々ですね、何かそういう危険なことが発生しないのか、今後ですね、ちょっとそういう点の安全対策は十分なのかお尋ねしたいと思っております。5番目が、常にこの危機意識というのは常に持つべきであるというのを常に言ってるわけですけども、この危機意識というのは災害だけでなく普段の住民や行政、教育関係、全体のことであるわけですけども、例えばごみ問題、常に言ってますけどね。これによって住民離れが遅れている。一つこれも危機意識を持つべきじゃないかと、常に言ってるわけですけども、そういうことにどのように対応していくかですね、お尋ねしたいと思っております。また施設に対する利用者管理に苦情が出てくるわけですけども、例えばですね、テニスコートは何かひどく管理がひどく厳しくなってきたように私も久しぶりに行って見て思ったわけですけども、改善する必要があるんじゃないか、そういう気持ちでおります。以上、質問し、また再質問に向かっていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、今日お2人目の吉岡議員の御質問にお答えをいたします。1番目1点目の4年間を振り返りどういう気持ちで取り組むのかという御質問でございました。私はこ

の4年間はですね、広い意味での行財政改革に取り組んできたのではないかなというふうに思っております。主な行財政改革につきましては、町民皆様の目線で行政ができるように、各種団体とのほっとミーティングの開催、その中で貴重な御意見を生かしてまいりました。その他にまちづくり提案箱の設置によりまして、また町民の声を町政に反映させていただいております。その他に職員提案制度の充実、役場組織の機構改革、土曜日の開庁というのが、そういったことでございます。またクリーンパークの建設や資源化物の拠点回収によりまして、ごみ処理費用ですね。これの縮減などが図られておりまして、これも、そういう意味で行財政改革じゃないかというふうに思っております。今後引き続き行財政改革を加速させ、今般の厳しい地方行政の中で、今年度から実施いたします長与町第9次総合計画に基づきながら、現在取り組んでおりますいろんな事業の早期完成の実現に向けて、精進を重ね努力をして参りたいと考えています。そのためにも、町民皆様と手を携え、町議会議員の皆さんの御協力を仰ぎながら、町職員と一丸となってまちづくりに取り組み、町民の皆様から、住みたい、住み続けたい、住んでよかったと思っただけのような幸福感あふれる町を目指して頑張っていきたいというふうに考えております。

次に2点目の夕張市の破綻を踏まえた今後の事業計画ということでございます。中長期的な人口減少問題を克服するとともに持続可能なまちづくりの指針として、本年3月に第9次総合計画後期基本計画を策定したところでございます。今後、この5年間は、本計画に沿って各種施策事業を展開してまいりますけれども、これを実行していくための年次計画としまして実施計画、これを作成しております。実施計画はローリング方式で見直しながら、財政の見通しや事業の進捗などにより、毎年度、点検等行っておりまして、基本計画をより具体的そしてまた実効性のあるものとして取り組んで参りたいと考えております。さらに財政運営の健全化、こういったものを確保するために、実施計画をもとにした健全化判断比率の推計も行っておりまして、指標の急激な悪化を招くことがないようですね、その推移を注視しながら事業を進めていきたいとこのように考えております。

次に3点目の団地の高齢化対策でございます。高齢者対策につきましては、住みなれた地域で安心して暮らすことができるまちづくりということを目指しておりまして、住民や地域、行政が連携しながら、各種事業に取り組んでおるところでございます。その一つといたしまして、高齢者の見守り活動を推進しておりまして、自治会における見守り活動に対する運営支援のほか、社会福祉協議会では福祉員の配置、あるいは福祉部の創設など、住民相互の支え合いによる見守り活動を支援しておるところであります。特に団地の高齢化は急速に進むことが予測されることから取り組みの拡大に努めてまいりたいというふうに思っています。特に団地の場合は、道路が急勾配あるいは狭隘である団地に居住する高齢者の外出を支援するということもありまして、新たな公共交通の導入ということも検討していく必要があるかと思っております。今年度対象となる地域

におきましても、通院や介護などの利用需要の調査を行いまして、具体的な運行ルートや運行方法の検討、経費の試算などを行う予定でございます。またこれに合わせまして路線バスの運行ルートの改善等々についても、事業者に要望してまいりたいというふうに考えております。

次に4点目の熊本地震を教訓にどのような対策が必要となってきたのかという御質問でございます。先ほど吉岡議員も仰いましたけども、この熊本地震は熊本を中心に連続して発生し、熊本・大分両県に甚大なる被害を与えております。本当に震災によりお亡くなりになられた方々に対しては、御冥福を申し上げたいと思っております。そしてまた、避難生活を余儀なくされていらっしゃる方もまだ多くいらっしゃいまして、早期の復旧復興を願っておるわけでございます。ここで避難施設等の対策について申し述べますと、本町では避難生活を送るための町が指定しました公共施設としまして、指定避難所が26カ所あります。これは公民館とかクリーンパークとか体育館等々でございます。その他各自治会で避難所や防災拠点として利用しております自治会避難所が12カ所あります、これは自主防災センター等でございます。また通常の避難所では生活が困難な方が避難生活を送るための施設としまして、福祉避難所を民間の二つの施設と協定を結んでおります。なお、切迫した災害の危険性から緊急的に避難をするために、一時避難場所としまして、学校のグラウンドあるいは公園などの広場を指定緊急避難場所として指定をしておるところでございます。防災センターとしまして、避難所の利用のための施設改修につきまして、この施設の現状と利用者の利便性を考慮して、その都度その都度対処していきたいというふうに考えております。公園につきましては現在の状態で、災害の際には一時避難場所として今後も、利用したいというふうに考えております。先ほどの長与小学校屋上のプールのお尋ねでございますけども、子供たちの活動場所を広く確保したいという思いから現在屋上にプールを設置させていただいております。安全対策ですけれども、プールの水だけで243トンございます。そうしますと大変な重量になりますので、附帯工事を含めると相当の重量ということでございますので、それを支える構造計算というのをしっかり行っておりまして、鉄骨鉄筋コンクリート構造や、梁を大きくしておりまして、十分な安全対策を行っております。予算は少々高くなっておりますけども、プール本体をステンレスの製品にしておりまして、プラスチック製品やコンクリート製品よりも強固なものを使っておりまして、プールの耐震化を図っておるところでございます。

次に5点目の危機意識を常に持つべきであるという御質問でございますけども、本当にその通りだと思います。昨今の生活習慣の変化や価値観の多様化、住民構成の多岐化、あるいは少子高齢化の進展などによりまして、住民相互の連帯感、あるいは地域のつながりの希薄化というものが懸念されているのが昨今でございます。そういう時代だからこそでありますけども、積極的に地域とかかわりを持ち、自分たちの地域は自分たちで良くしていくと、そういった意識を持ちながら、住民がお互いを尊重し、自治会を通し

ての地域の活動や地域のつながりが、なお一層大切ではないかというふうに考えております。今自治会は、その地域に暮らす住民が相互に協力をし合い、地域の清掃あるいは防災、防犯、福祉、さらにはごみのリサイクル活動などですね、生活環境の向上のために活動をしていただいております。町では循環型社会の形成を推進していくために、このごみの減量化あるいはリサイクル率の向上を目指しまして、ごみの分別収集を住民の皆さまと協働という形で進めてさせていただいております。特に資源化物の拠点回収につきましては、町民の皆様のごみの分別やリサイクル意識の向上につながるばかりではなく、地域コミュニティーづくりの一つとしまして、町民の皆様の御協力のもと実施をしていただいております。町といたしましても、自治会を大切なパートナーとしてさまざまな行政活動、あるいは地域づくりなどを通じて人と人とのつながりを深め、地域コミュニティーづくりの活性化を図りながら、町民の皆様と自治会の協働により、住みたい、住み続けたい、住んでよかったと思っただけのようなまちづくり地域づくりを、そしてまた人づくりを進めてまいりたいと、このように考えております。また、御質問のテニス広場の利用の件でございます。事前に個人及び団体の利用登録をしていただきまして、運営しているのが現状でございます。これによりまして、個人利用者につきましては、町内町外の利用者を把握することで、より多くの町民の皆様へ優先的に利用できるようにしております。また、団体利用につきましても、今年度から中学校課外クラブへ学校用の利用者登録証を交付していただきまして、土日でも利用できるようにしたところでございます。また、協会等の町内団体につきましては、先行予約申請をすることによりまして優先的に利用できるようにしております。以上です。

○議長（内村博法議員）

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

当選後初めての質問ですので、あまり厳しくはですね、私も。いつも何か吉岡は、町長をいじめるとか巷に広がっておりますけれども、そうじゃなくて当初から言ってますように、やっぱり町民のためのトップですので、やっぱりお父さんに負けないような町長になって欲しい、それがまた我々の、私のですね、我々というか私の希望ですので、その点はよろしくお願ひしたいと思っております。いろんなことを反省材料にしながら、これからまた、議会と町民とですね、手を携えながらという、そういう言葉が出たわけですけれども、これが一番大事なことじゃないかと思っております。それに職員が一体となって。常に言ってますように、誰だってある程度欠点はあるわけですから、町長だって100%じゃないわけです。座禅の中でちょっと私も聞いたことあるんですけども、100%の人間よりも、少し落ちた方が世の中がうまくいくんだと、教を聞いておるわけですけれども、そういう中でマイナス面をいつも言ってるように職員がどうやってカバーしていくか、あるいは我々がそれを提言し、提案していくか。それを素直に聞いて

もらうか。そのこのところは、町長もこれからの4年間やっていただきたいというのが、1番目の気持ちでございます。町長がこれからもそういうのを肝に銘じながらやるということでございますので、その点を忘れずをお願いしたいと思っております。1番目は、また今後、次の議会でまたやっていきたいと思えます。2番目のこれからの事業等々があるわけですが、夕張市が今、当然、町長なんかはご存じ、若い人はひょっとしたら夕張市が破綻したということ、分からないと思えますけれども、我々が新聞で見たのでは、そういうトップのあり方と、また議会のですね、議員のそういう追従していつて何にもそういう役目をしなかったというのが話題になったわけですね。この夕張の破綻の時も特に今また、話題になっているのが、議会の不要論とか、そういう議員の不要論なんかも出ております。ひょっとしたら今また、東京都の方でまたいろいろですね、暴君とか何とか言われて、議会がちゃんと機能しているのかとか何とか言われておりますけれども、要はトップである町長がそういう、いろんな財政面とかを考慮しながら、これからどういう事業をやっていこうとしてるのか、ちょっとそれを具体的にお願いいたします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今、議員がおっしゃるとおりでありまして、私たちも、いろんな事業をやる時に一番考えるのは、裏付けである財政だと思ってるんですよ。財政が破綻したら、先ほど例を挙げました、そういった例になるようなことがありますので、十分そのあたりを勘案しながら、事業を進めていきたいと思っております。その事業もいろいろございますけれども、今やってる事業、幾つかありますけれども、例えば榎の鼻土地区画整理事業、こういったものもございまして。これも、今、橋が架かっておりますけれども、まだいろんな商業施設も入って来たりします。そして、プラムタウンの方はまだ、充分整備できてないところもありますけれども、これは来年3月までにきちんとした形で、安心安全という形で仕上げていく、そしてまた、西高田線等々も造っていくというようなことも重要かと思っております。それから教育問題等々ありますけれども、この教育につきましても十分いろんなことを考えながら、例えば、校舎等々をどういった形で作り変えていくかというようなこともあります。耐震とかですね、そういった問題もありますので、そういったことも、一つの事業として取り組んでいかなくちゃいけないだろうと思っております。それから30年続いております高田南土地区画整理事業、こういったものも確実に進めていかないと大変な財力を使うことになってしまいます。こういったこともあるだろうと思えます。そしてまた図書館計画につきましても、どういったメニューがあるのか、これも国の援助をもらわないとできないもんですから、そういったものをどういったメニューがあるのか、こういったものも研究していく必要があろうかと思っております。そういった諸々の事を、今ハードの部分を上申しましたけれども、当面お金がかかる分につ

いてはそういうことをございますので、そういったものも充分優先順位を勘案しながら、そしてまた、財政を見ながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（内村博法議員）

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

住民の希望はたくさんあります。それぞれですね。そういう中で今言われたように、高田南が一番古い事業で、早く完成しなきゃならない、それは当然、継続事業ですんで、そういった今あってるのが、その榎の鼻の道路整備ですね、高田南、西高田線を含めてですね。それとこれから図書館あるいは町内を走るバスの問題ですかね、そういうのについてはどういう、これからの計画として、新2期目に入ったわけですので、町長として具体的にこれからの考えがあれば、よろしくをお願いします。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

地域公共交通の点につきまして、回答いたします。地域公共交通のアクセシビリティ指標によりますと、路線バスについては比較的利用しやすい環境にあるということは以前から御説明申し上げてきておるとおりでございます。そうした一方で、今後高齢化が進展するにつれまして、以前にはそうした利用ができたバスやJRが、徐々に利用が難しくなるといった方々も想定がされるところでございます。特に、道路が急勾配で狭隘である、なおかつ高齢化が進んでいるような団地においては、これが顕著であるというふうに考えております。こうした中で、現在、地域公共交通網の改善計画の策定ということで、業者の方に委託をし、調査を進めているところでございます。まずは町全体の既存の路線バスルート、便数等の現状把握、利用状況の分析でございます。これに加えまして、先ほど申し上げたような団地の状況の把握、それから買い物ですとか通院などのニーズ調査、ヒアリング等を経て、今後ですね、地域公共交通の導入につきまして検討を重ねていきたいと考えております。

○議長（内村博法議員）

鈴木副町長。

○副町長（鈴木典秀君）

高田南の件でございますが、高田南は御存じのように30年を経過するというので、これを早急に終わらせるというのが、1番の課題でございます。所管におきまして、手法等々を今、検討しているところでございまして、一定いつまでに終わることができるかということで残事業の調査等々、一生懸命やっているとございます。それから、西高田線につきましては、役場前の橋梁からまるみつパチンコ屋までの新設区間につきましては、関係者の皆様の御協力によりまして28年度中には一定そこまでつながるような計画で、今事業を進めておるところでございます。こういう大型事業の一定の目処

がついた段階で、図書館等々には取り組まざるを得ないのかなというふうな思いであります。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

諸問題が山積する中での取り組み、またお金が要る、そういう中での、どれが優先順位かというのは、それは私も分かっております。とともに、先ほど夕張も言いましたけれども、結局、住民は何でもやっぱり欲しい。これだけのものが欲しいとかやっぱり、当然でできますよね。そこをどうやった形で、行政側がそれをちゃんと計画するかですね。それでまた議会がどれだけの判断力を示すか。それがこれからの町のあり方、また議会のあり方じゃないかと思っております。夕張が結局は、当時はいろんな形で、炭鉱が止まって、いろんな形での焦りがあったんじゃないかと思っております。そういう中でいろんな物を作ったりしながら取り組んできて、最後は、結果的に悪ければ、やっぱり判断が甘かったというのが問われたわけです。トップである町長、この場合市長ですね。また議会も言いましたように、そういうのに追随してきた結果が、こういう破綻につながった。それ以前に、歯止めをかける力が議会にあるのかなのか、そこがだからこれからの地方の議会のあり方じゃないかと思っておるわけです。だから我々もそういうのに、私も向かっていかなきゃならないと思ってるわけです。結果的に悪ければ、私たちの責任にもなるわけですから、町長だけの責任じゃないわけですからね。そういうのを頭に入れながら、これからの新事業を町長の方も頭に入れながら取り組んでいくべきだという気でおりますけどどうですかね、再度。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今、議員がおっしゃられたとおりでと思うんですよ。これは執行部と議員の方でしっかりとそのあたり見極めて、進めていくことが大事だというふうに思っております。今いろいろ話が出ましたけども、そういった高田南とか榎の鼻とか、それから、いろんな話出てますけども、その他に、社会保障費の問題もございます。長与町は非常に財政力の指数は高いんですけども、経常収支比率というのは非常に、これがきついと、使えるお金が少ないというのが、議員ご指摘の通りだと思うんですけど、そういう中で社会保障費が上がってきてると、あるいは道路とか公共施設が老朽化してると、そして、これこれの補修もいるというようなことでございます。そういったものを見きわめながら、何が一番優先的なのかということのを第9次総合計画に照らし合わせながらですね、進めていきたいというふうに思っております。

○議長（内村博法議員）

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

結局、今ちょっと出ましたけども、今度は維持管理が何でも出てくるわけですね。すべて一回それで終われば私はあまり何も言わないわけですがけれども、やっぱりそれをした以上、30年40年50年ずっと維持管理をして、あるいは人件費が要るとか、いろんな面で後がかかるわけですね。だから、前回も言ってますけれども肝に銘じてやってもらいたい。そういうことを申し添えておきたいと思っております。次に3番目ですけども、高齢者ということで吉田町長も新聞に大きく、これ4月の20何日ですかね、出ておりましたですね、私も大事に取っております、これからの町長の姿ですから、だから団地高齢化に対処していく、対応していきたい、これは良いことですね、これですね。私はニュータウンに住んで40年、去年で自治会できて40年経ちました。ということは今、高齢化率が全体で西区が1番高いんですけどどうちで35~6%ですかね。5年後に40%越します。10年後には50%超すんですよ。今の状態でいった場合ですね、これは町のそういういろんな資料に基づいて私も計算して住民の方々にもそういうのは示しておるわけですがけれども、では、どういう形で、これはニュータウンだけじゃなくて当然他の団地も当然なってくるわけです。緑ヶ丘も今は若い層で一杯と思います。あるいはサニータウンにしても、まなび野にしても20年したらぐっと変わりますから。ニュータウンが出来たときにはもう、子供さんたちがわいわい言って朝から通学するのにやかましかごと通りよった。今はもう声が聞こえないわけですね。だから所帯数は変わらないけれども高齢者だけが住んでる、そういう団地になってきてるわけで、東京なんか、多摩なんか一緒だと思いますけどもね。だからそれにどうやって、これからそういう、全体で見る行政側の高齢者対策もありましょうし、ここに書いてるように、団地ですね、一番古いのがニュータウンになるわけです。高齢化なってきたときの、私もいろいろ心配するわけです。それをどうやって行政側と対応していきたいかというのがこれからの課題ですけども、町長の空き家が、何かそういうことをちょっと書いてるわけですがけれども、もう少し具体的な何か、そういう対策が出てこないのかなど。せっかく2期目に入って、もう町内の様子が100%分かってるわけですので、出てこないのかなというのが私のお願いするところですけど、何か具体的にはありますか。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

やっぱり高齢化していかれる中では、仲間づくりとかですね、そういったものも大事だと思うんですよ。特に話す相手がいるいないというのは非常に大きなポイントになってくるということで、やはり全体的に見て、そういった方達が集まれるようなサロンづくりということも大事であると思います。そしてまた、健康はとても大事なことで、病気なる前に、まず予防医学というようなことでいえば、健康づくりのスポーツ等々、こういったものの充実も必要だと思います。そして年をとって、東京とか大阪と

かに住んでる方々が定年して、年を取った父母を面倒見る、見なくちゃいけないという  
ようなことでは、例えば、一つの敷地の中に、二世代で住むというようなこともござい  
ますでしょうし、そういったものについても、今後検討しなくてはいけないことかなと  
いうふうに思っております。そして、先ほど話出ましたけども、道路が急勾配であつた  
り、狭隘であつたりというようなところは非常に歩きにくい、過ぎにくいということ  
がありますので、そういった部分についても、手立てを打たなくてはならないだろうと。  
バス会社との話も、もっともっと詰めていかななくてはいけない部分もあるでしょうし、  
そして商業施設との話もできるだけこちらの方に来ていただくような形の取り組みも必  
要でしょうし、そういった諸々の事が考えられると思うんですね、そういったものを一  
つひとつやっていくことが大事かなというふうに思っております。

○議長（内村博法議員）

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

今言われたように、寂しいわけですね。どうしてもひとり暮らしとか、あるいは高齢  
者だけになってきて、話し相手がいないとかですね。どうしても団地の場合は、昼間は  
余所に行って仕事しておるわけですね。だから私がいつも言いますけれども、一合升と  
いいですか、職場だけの生活、仲間づくりというか、それで来てるわけですね。だから  
今度地域に帰って来たら、一面の中ではなかなかこう、とつつきにくいんですね、特に  
男の場合はですね。昼間に外で一生懸命働いてきて、約40年間、50年間とか一生懸  
命働いてきて職場だけの仲間が多いわけです。しかし辞めてどうしても男の場合はです  
ね、女性は普段から交流がありますからいいんですけれども、そういうのを私も見とっ  
て感じるわけですね。だから今、うちの自治会では月1回サロンというのを公民館でや  
って、20名くらいの人たちが来て、ひとり暮らしとか、高齢者とか、一緒になって若  
い人とかも入れながら、クイズであつたり宿題やつたり歌を歌つたりしながらやってる  
わけですけども、それをもう一つ、今度は広めて、農協跡地なんかを町が購入していた  
だいて、そこをニュータウン全体のサロンができるようなことができないか私はそれを  
期待するわけです。今までは公務員宿舎を何かして、全体でももらえないかというこ  
ともお願いしてきておりました。あるいは、それぞれお願いをしておりますけれども、  
せつかく町長も今そういう団地の高齢化に対処していきたいという大きな考えがあるわ  
けですので、それに向かって、町長のそういう今の気持ちなんかを表してほしいわけ  
ですけど、どうですか、そういう点の取り組みは。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今おっしゃるように遠くの親戚よりも近くの知り合いというのが大事だろうと思いま  
す。私が住んでおります池原地区でも今度サロンができるというようなこととございま

して、やはりそういった地道なことをしていくことだろうと思います。そういったものができると今度は、それ対抗で何か、例えばカラオケ大会をやっても良いだろうと思いますしね、いろんな形でそういったものが展開できるだろうと思いますし、そういったことも地道な取り組みとしては大事なのかなというふうに思っております。

○議長（内村博法議員）

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

私が聞いてるのはね、それならそれで良いんですけども、やっぱり全体的な一つの場所として農協のニュータウン跡地があるからね、町で購入していただいて、これからのニュータウンのそういう高齢化対策の一環として、そういう施策の方にできないでしょうかというのをお尋ねしたわけですね。良き返事をお願いします。

○議長（内村博法議員）

鈴木副町長。

○副町長（鈴木典秀君）

農協跡地を購入してということでございますけども、相手方もいらっしゃるということもございます。それとちょっともう財政的に厳しい面もございます。ただ、ニュータウンには3自治会で利用されております防災センター等々もありますので、今、現状ある分で有効に活用できないかというふうな検討もちょっと今後させていただければなと思います。今すぐその用地まで購入してということはちょっと今の状況では厳しいのではないかなと思っております。

○議長（内村博法議員）

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

前向きに取り組むようにお願いしますので。それと道路の件でも、狭い道路とか急勾配とか、当然ニュータウンなんかもあるいは、どうしても団地が上の方にあります。山の上でありますので、特にニュータウンが出来た時には車道が広くて有名やったわけですけども、20年過ぎてきますとずっと言ってますように、今度は歩道が狭いわけですね。それずっと言ってます。それにおまけに、樹木が大きなのがね、イチョウの木ですか、小さかった時はまだ可愛かったわけですけども、はびこって、盛り上がったりなんかして、ほんとやっぱりああいうのは、専門家からすれば、植えるべきじゃないと私は思うわけですけども、ああいうのはやっぱり広いグラウンドとかね、イチョウの木というのは、イチョウの木自体が可哀そうですよね。伸びたいけども伸びないとかね。だからそういう点の道路の対策なんかも出ておりましたけれども、それについて、ニュータウンのそういう道路の対策なんかはどういう具合にお考えですかね、ちょっとお尋ねします。

○議長（内村博法議員）

日名子土木管理課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

ニュータウン内の街路樹につきましてはですね、今調査をしております。今、根のところが歩道にだいぶ浮き上がってますので、それについては調査を行いまして、今後、伐採等々も検討しながら自治会の皆さんとも相談をしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（内村博法議員）

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

今の、団地構成と言いますか、まちづくりというのはやっぱり歩道を、たしか国交省も奨励してると思いますけれども、確か3人ぐらい並んで歩けるような広さを、確か推薦と言いますか推奨と言いますか、そのようになってると思いますので、今後、まちづくりの団地の中でね、そういうのも考えながらやってもらいたいと思っております。それとあと、見守り隊なんかちょっと出ましたけれども、大事なことですね。いろんな、新聞販売店とか牛乳店とかいろいろセットでやってますけども、私自身も今年から、先ほど言いますように、40%以上になってきて、ひとり暮らしにもなってくる、そういう中でどうすべきかということを考えながら、少しでも、住民のために役立ちたいということから、そういう見守りなんかもしていこうとしてるわけですけども、どういふ何かこう、行政側の支援事業としてあるのか、ちょっとそのところが分かっておればお願いします。

○議長（内村博法議員）

森川福祉課長。

○福祉課長（森川寛子君）

はい、現在見守りを行っていただいている自治会は11自治会ございます。それに対してまして補助金ということで、一地区5万円の補助をさせていただいております。

○議長（内村博法議員）

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

そういうのがまた一つの起爆剤となって、これからの高齢化社会の中で膨らんでいけば良いと思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。4番目の地震の教訓にして、こういう部類で何カ所あります、何カ所ありますというのは出たですけれども、教訓にして、何かを対策が必要となってきたのかというのが、ちょっと私もこう聞いているわけですけども、こういう部類があるから、もういいという答弁なのかですね。私としては、九州でもやっぱり、以前は福岡の玄界灘地震か何かあったですね、もう何年か、10年ぐらいなるんじゃないですかね、それ以来と思ひますけども、九州での地震というのはなかなか予想もつかないことだったわけですけども、こういうのを教訓にして、

対策が必要となってきたのかどうか、あるのかないのかと問うわけですが、特別なわけですかね、今のままでいいということですかね、ちょっとその点を。

○議長（内村博法議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口功君）

ただいまの御質問にお答えいたします。まず指定避難所、緊急指定避難所、それから自治会避難所ということで、先ほど説明をさせていただきました。これにつきましては、随時、確認とか調査をさせていただいております。また、耐震化の問題もございまして、そういうところも確認させていただいております。あと、地域防災計画を毎年見直しをしております、その地域防災計画に基づきまして、いろんな施策に取り組んでおります。また今後ともですね、そういう施設等の改修等も行いながら考えていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

屋上プールはものすごい安全策をとってるから、だからもう安全であると、これでもう今のままで何も今後それぐらいの地震があっても、安全であるから心配要らないということの答弁になるわけですかね、安全性をしながら構築して、設置してるから何も心配要らないということの答弁ですかね、特に屋上にあるからね、私が心配するのはね。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育次長（帯田由寿君）

どうありがとうございます、ご心配いただきまして。今のプールですけども、答弁でも申し上げましたように、グラウンドの確保っていうことがまず優先してまいりまして、防犯関係も考えまして屋上に上げたわけですが、そのプールの中で、地震によって揺れが生じますけども、そういうことがスロッシング現象と申しまして、そういう水が揺れた場合でも対応できるような形の耐震の考えをさせていただいております。新しい耐震という形での設計をさせていただいておりますけども、この耐震に関しましても、最終的には震度6強から震度7までにはある程度対応できるけども、それが最終的に常に対応できるということではございません。ただ、そういうことが生じた場合でも一遍に崩壊したりということがないという形ですね、耐震基準でございますので、必ずしも耐震基準を満たしてるから完全に安全だということではございませんので、それに対しての避難的なことの方かですね、そういうものは今後も考えてまいりたいというふうに考えております。

○議長（内村博法議員）

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

今、課長の方からも、あるいは町長の方からもいろんなものの耐震化というのに、自治会を含めてですね、対応していくということで聞いたわけですがけれども、自治会の公民館あるいは集会所とあるわけですがけれども、はっきり言いまして結構経った所もあると思います。先ほどから言いますように、うちの自治会が40年も経ってるわけですね。建物はまだ少しは使えるわけですがけれども、そういうものも耐震からすると、ひよっとしたらどうかなというのが出てくるわけです。地域におけるものはですね。町のものについては、しっかりしたものがあるでしょうけども、各自治会におけるそういう公民館なんかの集会所、公民館なんかの、これからのそういうあり方で言いますと、耐震化もひよっとしたら必要じゃないかと思うわけですがけれども、それについての、今後、今は確か、補助金が平米数によっていろいろ決まってると思いますね、公民館の補助金額ですね、だからそれにプラスアルファ今度はそういうのに耐震化をとれるために補助金のアップとか、あるいは、そういう制度を考えると、だから先程、今後何もないかって聞いたのも、やっぱそういうのを含めて聞いているわけですね。地域によってやっぱりそういう諸問題が発生してくるわけです。自分たちの範囲内だけであれば、それで満たされてるかわかんないけども、地域においてはやっぱりそういう問題も建てかえもあるでしょうし、ひよっとしたら耐震に耐えないものもあるか分かんない。そういうことに対してどういふこれから行政側の政策推進があるのかというのを、私も今後無いのかというのを一環として聞いたわけですが、ちょっとその部分について、どこの担当になるのかな、よろしくをお願いします。

○議長（内村博法議員）

帯田次長。

○教育次長（帯田由寿君）

耐震化に対して、町としての補助金という形でございますけども、うちの公民館に関して地域公民館という形で増改築等に対します補助金というのがございます。その分の中で、2分の1等の補助金をさせていただいてるわけですが、実質、耐震化ができてないものというのは、昭和56年以前の建物というのは旧耐震化の基準でしておりますので、それ以前の建物というのに対しましては耐震化が今からは必要になってくるというふうに考えております。それに対しまして、うちの方といたしましても2分の1の補助は今後とも行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

2分の1というのは耐震化だけの、耐震化をする費用の2分の1、そういうことですかね。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育次長（帯田由寿君）

申し訳ありません。耐震化と言うよりも増改築、改造に対しての工事費に対しての2分の1の補助を行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（内村博法議員）

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

では建替えですね、はっきり言ってそれをするよりも、この際、新築し直したほうが良いと結論になった時の補助というのはどうなんですかね、ちょっとそこのところを。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育次長（帯田由寿君）

地域公民館と類似公民館とございますが、地域公民館の場合で申し上げますけども、1番大きな建替えの場合、200平方メートル以上の建物で、補助額が300万。150平米以上200平米未満が250万という形で4段階ほどに分かれて、補助金を支給するようにしております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

それは前のままの金額ですかね、変わったですかね。ちょっと私も、前からそれがあるのは分かってますけども、その金額の設定されてるのはいつになってますかね。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育次長（帯田由寿君）

この条例はですね、金額等最終の要綱あたりの変更はですね、平成20年になっておりますので、それ以前から金額は変わってないというふうに認識しております。

○議長（内村博法議員）

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

だからこの機会に、そういうのが今度は取り組む地域も出てくるか分からないから、今後の対策として、それにプラスアルファの地震、耐震化に対する費用がまたプラス、例えばもし、建物が1,000万掛かったとしますね、しかし、今、耐震化するために1,300万掛かるとしますね、ふだんと比べてですね。そしたらやっぱりその費用もこう、それに対するのが、やろうじゃないかというのが出てこないのかなと思って、そういうのに検討していきますとか、そういうのが出ないのかなと思ってちょっと聞いてるんですね。どうなんですか、これからの検討課題として。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育次長（帯田由寿君）

耐震化ということも増改築改造等も、同じものだというふうに考えておるわけですが、その費用に対して、2分の1を補助できればというふうに考えております。

○議長（内村博法議員）

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

またそれは後で、結局、せつかくもう増改築でするよりも、今建ってるのを増改築するよりも新しくし直して、今やったら単なる木造やったかわからへんけれども、耐震化というのがおかしいのか分からんけども、より強固な建物にするのに費用がかかるとすると、だからそういうのにも特別しようとする考えはないのかというちょっと聞いてるんですが。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育次長（帯田由寿君）

私の説明が悪かったと思うんですが、耐震化とか、増改築というのも同じ問題と認識しておりまして、耐震化工事だけでも改造の形で補助の対象になるかと思えます。

○議長（内村博法議員）

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

では最後の、ちょっと時間がないですけども、危機意識というのがですね、常に言ってるわけですけども、ここにも書いてるように防災とかね、そういうがけ崩れだけが危機意識ではなくて、常に言ってますように住民離れですね、常にこれは、私たちは地元におれば、町長たちは皆さん方は分からないか分からんけども、ごみならごみを一例にとっても、それはやっていっちょかんねと、私たちは他のどこへ持っていくばいとか、やっぱそういうことで、住民の人たちがあきらめというか、それは一生懸命やる場所はやっていいわけですのでね、そういうこれから町長も本当の住んでよかった、住み続けたい、幸福度日本一を本当に掲げてするならばね、そういうことまで考えてやらんといかんとじゃないですかというのを常に言ってるわけですけども、一体となってることは良いわけですよ、私もそれは否定しませんからね。しかし、今の方法でいいのかっていうのを常々言ってるわけですね。言葉というのは大事ですけども、そのあと、言葉の後に何が続くかって、やっぱり実際ですね、やらんことには私は、またもとに戻るけども、名君になれんじゃないかというのが、頭にずっとあるわけですね、それは一生懸命やって、一合升の中でやったやったって、やってるかわからんけども、住民全体から見ると、そっぽ向いてるわけですね、これね。そういうことをやっぱり、町長も考えて

いく必要があるんじゃないかと思うわけですけども、町長どうですかね。

○議長（内村博法議員）

栗山住民環境課長。

○住民環境課長（栗山浩二君）

長与町ではこれまで、積極的に循環型社会を目指して、町民の皆さんと行政が一体になってごみの減量化、資源化に取り組んできたわけです。さまざまな意見があられると思いますが、転入者の方々、それから実際お住まいの方々からも、長与町は教育の町だけではなくて、環境面でも力を入れておられて素晴らしいねというふうな積極的な良い面のお答えをいただいていることもあります。今後につきましてはですね、現状を把握しながら、高齢化社会も含めて、これからの長与に適応したごみの減量化、それから資源化に取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○議長（内村博法議員）

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

今回はね、町長の初当選のあれでしたので、これくらいで質問を終わりたいと思います。

○議長（内村博法議員）

場内の時計で13時まで休憩いたします。

（休憩 11時46分～13時00分）

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順3、西岡克之議員の①中心市街地活性化に伴う諸問題について。

②本庁の1次産業振興策についての質問を同時に許します。

9番、西岡克之議員。

○9番（西岡克之議員）

食事もあって、皆様、眠たいでしょうけど、眠くならないように一生懸命頑張りますんで、よろしくお願ひします。それと、もう同僚議員もお話をしてましたが、町長の再選、誠におめでとうございます。お祝いを申し上げます。それでは質問に入らせていただきます。

①として、中心市街地活性化に伴う諸問題について質問させていただきます。今回の町長選挙は対立候補もなく、現吉田町長の信任選挙という形で幕を閉じました。町長におかれましては、前期の総括をするタイミングもなく、また今後4年間についてどのように取り組まれるのか、町民の皆様には抱負についても述べる場所も時間もなかったのではないのでしょうか。そこで、以下の質問に対する答えが一部、町民の皆さまへの町長の決意発信との期待を込めて、町民目線で質問させていただきます。

まず1つ目として、ビューテラス北陽台内の商業施設建設予定地は、町内外から期待を込めて様々な目が向けられております。完成後どのような形で本町に影響を与えるのか、注視していなければと考えます。第9次総合計画においても、「商業の振興」では利便性の高い商業環境の創出が求められるとして、大型商業施設の立地促進に取り組むとなっております。町内経済の発展、振興を考えますと理解もいたしますが、そうなると、以前より営業している地元商業集積がある旧プラムタウンへの影響と、今まで連続と経営を行ってきた事業者の影響も考えられます。そこで、既存店へは今後の振興策についてどのように考えているのか質問をいたします。

2番目として、同地区への取り付け道路、役場前の橋など、現在工事が進められておりますが、区域内への商業施設や病院、将来できるであろう図書館への侵入退出についての道路や交通対策はどのようにお考えか質問をいたします。

3番目、同区域内にある図書館建設について質問いたします。まず、新図書館の建設予定地については、現在地での建て替えを含めて候補地の論争がありましたが、ビューテラス内の町有地に建設する方向で進められているようです。「第9次総合計画」の中では、新図書館の整備推進となっておりますが、今年度はどこまで整備推進するのか、また今後どのように進めていくのか、スケジュールがお示しできれば教えていただきたい質問いたします。

4番目、3月議会で可決した図書館建設用地の購入資金は、期限内の支払いに対応した苦肉の策だったとある一定の理解ができるものの、教育委員会にしてみれば、基金の使用は断れない立場にあるものと感じます。図書館用地の購入は教育委員会の関係とは

いえ、本来の支払い方式とは少し違和感を覚えます。購入に使用した基金の返還についてはどのように考えているのか質問をいたします。

次に、本町の1次産業の振興策についてお尋ねをいたします。1次産業の振興策の中の1つに、6次産業化というものがあります。本町はみかんやオリーブなどの豊かな農産品や、北部には大村湾を抱え、湾内の海産物もあります。このような中で、第9次総合計画では、1次産業の6次産業化による販売、消費拡大を上げております。更に今後TPPの実施など、水産業、農業に更なる大きな障害が予想されております。このような中、1次産業の振興については具体的にどのように取り組むのか質問をいたします。以上、お尋ねいたします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、今日午後1番目の西岡議員のご質問にお答えをさせていただきます。1番目1点目の既存店への今後の振興策ということでございます。商業施設の誘導は過去の町民意識調査におきましてですね、商業の機能の強化を求める意見が多かったことから、第8次及び第9次総合計画におきまして、商業施設等の立地・誘導を掲げてきたところでございます。これまで旧プラムタウンに関しましては、議員御承知のとおり、カラー舗装、タイル舗装、あるいは大学生による手作り商店マップの作成とか、空き店舗を利用した展示会、演奏会、カルチャー教室、そしてまた、商工まつりの開催、ハード面、ソフト面において、いろんところで支援を行ってきたところでございます。今後の既存店への振興策でございますけれども、県内の商工会で言えば、こちらでは西そのぎ商工会でございますけれども、取り組んでおります事業の中に、専門家講師派遣による地域の核及びリーダーとなるような店舗の育成事業、あるいは各商店主が講師となりまして、プロならではのノウハウを伝え、地域に賑わいを創出する「まちゼミ in 西そのぎ」事業などがあります。商店街の基礎となる個店の売り上げや魅力を向上させまして、個店の強化を図る取り組みを支援いたしておるところでございます。さらに、町内商工業者に対する各種融資制度並びに創業支援事業による起業しやすい環境の充実、それからプレミアム商品券発行事業による町内購買力の向上、そういったものに取り組んでおるところでございます。このような取り組みによりましてですね、お店のファン作りを行っていきこうということで、集客数の向上、それに伴う来客者の回遊による波及効果を生み出しまして、地域全体の商業者のレベルアップと地域商業の活性化に繋げるものと思っております。また意欲のある事業者の組織化やネットワークづくりを推進をいきまして、商店街を担う人材の育成と賑わいの創出に商工会と連携しながら、取り組んでまいりたいと、そのように考えております。なお、今回の定例会ですね、本定例会におきまして、町内事業者の経営改善に資するためということで、店舗リフォーム助成事業としまして、リフォームを行うことによる店舗の集客力アップと地元施工業者の受注

件数増加、そういったものによる本町経済の活性化を促進する取り組みを行うため、所要の予算を計上しているところでございます。

続きまして、2点目のビューテラス北陽台における商業施設及び公益施設の侵入、退出についての道路や交通対策ということのご質問でございます。商業施設に接する交差点部につきましては、道路構造令というのがありまして、道路構造令に従いまして、交通渋滞緩和を図るための右折帯の滞留車線長というのを決定しております。道路の構造といたしましては、商業施設も含めた将来交通需要により設計をしておりますので、渋滞は回避できるものと考えておりますけれども、商業施設オープンの際には、混雑が予想されますので、事業者側へ誘導員の適切な配置等々をお願いしていきたいというふうに考えております。なお、県道東長崎長与線交差点と併せてですね、警察とも、道路法の規定に基づく協議を行いまして、設計をしておりますところでございます。

3点目の新図書館の今年度の整備推進及びスケジュールについてというご質問でございます。この新図書館整備に関しましては、その用地を確保するためにですね、先の3月定例会におきまして、榎の鼻土地地区画整理事業敷地内、事業地内ですね、公益用地、施設用地、おおよそ1万平米の先行取得ということをご承認いただいたわけでございます。こういったことによりまして、実現に向け一歩前進したものというふうに考えております。しかしながら、具体的な整備事業に着手するに当たりましては、現在、いろんな形で進行しております都市計画道路西高田線整備及び役場前橋梁の架設、また高田南土地地区画整理事業などですね、大型の公共事業の進捗を踏まえ、さらに新図書館基本構想でも指摘されておりますけれども、有利な国庫補助の活用を絶対条件として受け入れないと財政破綻を招かないようですね、慎重に進めていかなければならないと、そのように考えております。この、そういった意味で予算獲得に向けて事業のですね、予算獲得に向けて、国への陳情・要望活動等々ですね、強化をしております、現在進行中の大型事業の早期完成に努め、一定の目途がついた段階で新図書館整備に着手していきたいというふうに考えておりますので、こういった事情からですね、スケジュール等々についてはですね、現段階ではお示しすることはできないということでもありますので、何とぞご理解を賜りたいと思っております。

次に4点目のですね、図書館用地購入に使用した基金の返還にということについてのご質問でございます。この図書館用地購入に際しましては、計画的に、土地開発基金に積立てを行い、それによって用地を取得すると、そういった方法もございましたけれども、今回は教育委員会の基金を統合しましたところで活用させていただいたものでございます。教育振興基金をはじめとする、すべての基金につきましては、実施計画等を踏まえまして、補助金や起債での財源の確保を十分に検討した上で、取崩し・積立てを行うなど、基金の枯渇を招かないように計画的に管理・運用することが求められておるところでございます。このような観点からですね、基金の健全性を維持するためにですね、教育振興基金に対しまして、平成27年度第4号補正予算におきましては5,000万

円の積立てを実施をしたところでございます。今後、少子高齢化やインフラ老朽化による更新費用など、本町を取り巻く財政状況は更に厳しくなることが予想されますけれども、尚一層の財政運営の健全化に努めまして、それによる捻出される剰余金の一部を、今年度以降も可能な範囲で教育振興基金に積立てを行いまして、義務教育施設の整備、また、文化・体育振興、また図書購入等々にですね、教育行政に支障が出ないように努力していきたいというふうに思っております。

次に、2番目の本町の1次産業振興策についてでございます。国におきまして、TPP環太平洋連携協定の大筋合意を受けまして、農政新時代といたしまして、農産物のブランド化や加工品の6次産業化などの施策が掲げられておるところでございます。本町におきましても、基幹作物であります柑橘については、外国産オレンジとの差別化、こういったものを図るため、あるいは品質向上対策あるいは競争力のある品種への更新と、並びに出荷時期の調整等々によりまして、高単価販売に繋げる冷風低湿貯蔵技術の確立などですね、ブランド化による付加価値を高めた生産・販売をより一層支援してまいりたいというふうに考えております。また、地産地消を推進するため、直売所向け野菜や花卉、及び落葉果樹などの苗購入費並びに簡単なですね、ハウスパイプ資材の補助などですね、今後も売り上げ向上に繋がる支援を行ってまいりたいというふうに思っております。そしてまた新たな取り組みといたしましては、昨年度完成をいたしました農産物加工所におきまして、今年度よりオリーブ商品の販売を予定をしているところでございます。そしてまた、先ほど漁業の問題も出てきましたけども、漁業におきましては、大村湾の環境保全と平行いたしまして、ヒラメ、ナマコ、赤貝など、稚魚や稚貝の放流によりまして、つくる育てる漁業を推進していくこととしております。今後はこれらの取り組みを第9次総合計画にございますように6次産業化を取り入れた販売促進など、今後も継続して、第1次産業の振興を図ってまいりたいと考えております。以上であります。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

じゃ、再質をさせていただきます。今、当初の答弁で現状さまざまな今までの商店街に対して、いろいろカラー舗装であると空き店舗対策であるとか、あとはソフトの部分でまちゼミとかですね、いろいろやられてきて、力を尽くされているなというふうに思っています。その中で、所信表明の中で町長が言われたのとちょっと違うところがあるんですね。中央商店街と榎の鼻土地区画整理事業における商業施設との共存共栄を目指し、動線確保のために役場の橋梁に整備に取りかかりましたとおっしゃっておられて、交通網についても榎の鼻を結節点にさらに交通体系云々とおっしゃられてるんですね。今、そういうことは一言も出てこなかったと思います。以前の時にも確か、商店街の側に車を誘導するとか、そういうことをおっしゃられてたんですけど、今回はそういうことは

全く私が今聞いた中ではなかったんですね。それはどういうふうな形で今、おっしゃらなかったのかなって思います。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

すいません、それはですね、もう当初から言ってるとおりでございます。動線を橋梁を掛けることによりまして、今の新しく出来る商業施設から旧プラムタウンに繋がる動線がありますよね。それによって動員を誘導していきたいというふうに思っております。今まではどうしても時津の方にとか、長崎の方に買い物に出かけておられてたわけですけども、でも、今度は商業施設を作って、そこに出来るわけですので、そこに橋を掛けることによって、今まで時津とか長崎市の方に出て行った人たちを、今度は商業施設から旧プラムタウン、こういったものを含めてですね、この辺り一帯に買い物に来ていただくような形で取り組んでいきたいというふうに考えております。それは変わりません。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

はい、わかりました。出なかったので、もうそういうことは一切しないのかなと、一切ということはちょっと言葉が過ぎますかもしれないけども、引き続いて誘導しようという思いがあられるということで、そこは理解をいたします。それとですね、動線確保して車を誘導するのはもちろんかなって思うんですけど、ただ駐車場の問題があります。ビューテラスの中には、今度できる商業施設は駐車場があります。後の動線確保のところで言うんですよ。大体430台ほど準備してるそうでございます。時津はミスターマックスの所は1,000台、大体入るんですね、全部入れて。店舗面積の違いからして、大体これくらいが妥当なのかどうなのかというのは、ちょっとわかりませんが、一応こういう駐車場を整備してるんです。ところが商店街の方に誘導しても商店街に駐車場がないんですね。それはどういうふうにお考えになりますか。駐車場がないと、そこに車をいくら誘導しても、今度店舗の中に入っていけない、車を停めれない。それ、どういうふうにお考えになりますか。

○議長（内村博法議員）

中嶋産業振興課長。

○産業振興課長（中嶋敏純君）

駐車場に関します件でございますけれども、大変難しい問題であるということは十分に認識をいたしております。確かにですね、中央商店街に関しましては、今後、新しく建設するといいますか、土地を求めてですね、駐車場を新たにつくるとかいうこともなかなか難しいところもございます。今、既存に駐車場等を設置していただいている店舗もでございます。そこらあたりとですね、商工会も含めましてですね、協議をさせていただ

きながら、そういうことにも取り込むようなですね、ご協力をいただくようになっていうようなことで、今後は対策を検討させていただきたいと思っております。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

わかりました。具体的にその辺は早目に進めていただきたいというふうに思います。言葉では、誘導します、結節点をつくりますって言うんですけども、実際行った先が車止めれなかったら店に入れないんですよ。もう法的制限があつて。そこをしっかりクリアしてあげないと地元対策にはならないというふうに感じますので、そこは早急に言葉だけじゃなくて、きちんとやっていただきたいとします。それと、73ページにある中心市街地における商業の活性化という部分のところで、主な取り組みとして、福祉機能や交流機能等の誘導と書いてるんですね。これどういうふうに理解すればいいのかなというふうに思います。活性化の中でちょっとこれを教えていただきたいとします。

○議長（内村博法議員）

中島産業振興課長。

○産業振興課長（中嶋敏純君）

これにつきましては、平成23年3月に西そのぎ商工会様におかれまして、まちづくり工房実践事業によりましてですね、策定がなされました、長与町商業リニューアルというのがございます。長与町中心市街地活性化構想というのもございますけれども、そういうふうな中で、中心市街地をどういうふうに今後の方向性としまして、作り出していくのかっていうのは検討されているようでございます。その中で福祉部門というものが、今現在、福祉センターもございます。そこらあたりですね、今後の長与町のまちづくりとしまして、福祉センターがああ場所にあるというのがそこらあたりの今後の検討課題といたしますか、そういうことも含めましたところで、そこを有効に活用しながら、今の福祉センターで、庭先でちょっとしたテラスと言いますか、そういうものも計画をさせていただいて、そういうふうに人の流れをつくるようなことも実施をさせていただいているようでございますので、そういうところで、その活用とか福祉センター等を利用したまちづくりとか、そういうことを検討していく上でこういうふうな記載になつてると思っております。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

今一つ響かないんですけども、失礼ですけど苦し紛れの答弁のように聞こえます。今つくっている公共施設等管理計画の中でもですね、福祉センターのあり方とか、今後どうするのかというような形は今から見えてくるとしますので、私たちも議会の中で特別委員会を作っておりますので、その中で議論していきたいというふうに思っております。

す。もう少し、その具体的な部分で商業の振興策になるような、この文言ってというか、ちゃんとそこをしっかりと見つめて、こういうのは作っていただきたいなというふうに思います。よければなあというふうな感じにしかとれないんですね、ここに載せているのは。その辺どうでしょうか。

○議長（内村博法議員）

久保平企画財政部長。

○企画財政部長（久保平敏弘君）

総合計画を取りまとめた立場からですね、お答えしたいと思います。ご指摘の福祉機能や交流機能の流動でございますけれども、もともと、以前、昔ながらの商店街といたしますか、当然そこでいろんな、ただ買い物するだけではなくて、いろんなコミュニケーションがそこで成立をしてたと。そういう中で、例えば、小さい子供を買い物に連れて行って、どこかに預かってもらって買い物すると。こういった取り組みがまだ全国で以前のようなその商店街の雰囲気を取り戻そうというような形で、こういった取り組みも全国で散見されます。そういったイメージだけではないんですが、そういった要はコミュニケーションが活発で、人と人の日常的なふれあいによってですね、賑わいを取り戻せるような、そういったイメージの商店街ということがこの背景にあると、私ども企画としてはそういうふうに捉えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

それが福祉というイメージと結びつき難いですね、黙って今聞いてたら。もう少しそこはこれ書くならば具体的に煮詰めて書いたほうがいいんじゃないかなと。今のだったら、いわゆる部長が言われる昭和の商店街みたいなですね、そういうだけで福祉という何も関係がないんじゃないかなと思います。もう少しここはまた見直しのときに、しっかり見直していただければというふうに思います。次に進みます。その中で、今いろんな施策をされていたんですけども、商品券の発行という形で当初の答弁で言われました。現状、町内の商品券の発行は、商工会と共同でしていただいています。前回は国の予算で約10倍ぐらいの2億近く金額があったんですね、かなり潤ったのかなというふうに思います。今年度もされる予定はあるのか、ちょっとそこをまずされるかされないか、お尋ねをいたします。

○議長（内村博法議員）

中嶋産業振興課長。

○産業振興課長（中嶋敏純君）

昨年と同様のように、商工会とタイアップいたしまして、今回も実施するようにいたしております。以上です。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

発行額はおいくらほど予定されておられますか。

○議長（内村博法議員）

中嶋産業振興課長。

○産業振興課長（中嶋敏純君）

発行額はですね、1,000万円を予定をいたしております。長与町の補助金としましては、125万円ということで支出をするようにいたしております。以上です。

○議長（内村博法議員）

はい、西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

確か、毎年125万ですね、商工会と半分ずつ出してやってるんじゃないかなというふうに思っております。で、ここからが言いたいことがあります。時津町も同じようにやってるんですね、商品券の発行というのは大体同規模なんですよ。調べました、時津町はですね、長与町は商工会の予算を持ち出して同額を役場がつけて、発行してる。時津は全額役場なんです。私も知らなかったんです。この間調べて、全額役場がしてるそうなんですよ。今回長与町はそれは、考えられないですかね。

○議長（内村博法議員）

中嶋産業振興課長。

○産業振興課長（中嶋敏純君）

担当の課といたしましてはですね、そういう方向で町民の皆様方に消費喚起を図っていただきたいのは十分ございますけれども、そこはですね、各町々の状況もありますので、現在のところは125万円ということでお願いをいたしております。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

担当課では、精いっぱいのご答弁だと思います。町長いかがでしょうか。125万倍額でどうでしょうか。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

町内商工業者に対する支援というのは、時津町、長与町でそれぞれだと思っておりますよ。で、長与町は長与町で先ほど出ましたけども、社会福祉協議会で喫茶店を開いていたりとかでですね、いろんな取り組みをしております。だから、長与町は長与町の商業支援、時津は時津の商業支援はあるかと思っておりますので、何でも全て同じっていうわけじゃなくても十分個性が活かされるんじゃないかと、そのように考えております。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

今までだったらそれで結構なんです。新しくね、商業集積もできるということなんで、そこはうんと気張って、1,000万とは言いませんので、100万上積みをして補正を組んでいただいて、9月に組んでいただいて出したらどうかなという再度お尋ねいたします。以上です。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それのみに対するお答えできませんけども、いずれにしましてもこの商工会の支援につきましてはいろんな形で今後とも検討していきたいと思っております。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

今後とも検討していただくということで前向きに受けとめましたので、ぜひ、増額でお願いしたいというふうに思います。次に行きます。2番目の取り付け道路のことですね、右折帯をつくるということで、これは今、役場側と橋渡って向こう側、県道側ですね、両方とも、こちらから行くと左折帯、向こうから来ると右折帯ですね、両方ともその整備を考えておられるんですかね、お尋ねいたします。

○議長（内村博法議員）

松邨建設産業部理事。

○建設産業部理事（松邨清茂君）

西岡議員さんが言われるとおり、全ての交差点におきましては、右折、右折っていうのを付加車線として作っておりますので、左折というのは、直進と左折が一緒になりますんで、基本右折の方が1車線多いという形で計画を立てております。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

そのですね、以前、ご存知だと思います。どこだったかな、熊本ですかね、熊本、大分の県境にセキアヒルズってお聞きになったことがあったと思います。商業モールとアウトレットモールか、それと温泉とかつくったところで、あそこは山の小高い丘の山のところにあったんです。まるでそこと一緒なんです。道路が1本しかなかった。行きが1本、帰りが1本、行ってしまったらいいんです。帰る時はみんな渋滞でつかえてしまって、あっという間に、いろんな事情もあったと思いますけども、交通体系の悪さで、そのモールがつぶれてしまったんです。周辺道路で大渋滞を引き起こしたこともあつ

たが、小高い丘の上にあるという立地、こうネットに載ってたんですよ、調べて、潰れた大きな理由として交通渋滞があったんですね、全くそこも一緒なんです。交通渋滞が起きやすいような、一本しか道路がないという、パチンコ屋さんの方から入ってくる道路と、こっちに役場の方から入る道路、1本しかないという形で、何で私がこういうふうに言うかといったら、右折帯を作りますっていうことで何台ぐらいそこに滞留ができるのか。そこをしっかりと作っておかないと、渋滞が起きるのではないかというふうに思います。ましては、今後そこには救急病院が建設予定でございます。恐らくできるであろうというふうに思います。救急車も入ってくるんですね、そういう時には。そういう時に渋滞だったら、渋滞の原因はどこなんだっていう形で行政に矛先が向けられんとも限らないわけですよ。今のうちに整備をしとかなければと思いがあまして、今、こうして言わせてもらっております。両方の右折帯、左折帯、だいたい何台ぐらいの滞留がお考えでしょうか。

○議長（内村博法議員）

松邨建設産業部理事。

○建設産業部理事（松邨清茂君）

基本的に30メートルという滞留地を設けております。その中に車が普通車であれば約5メートル、4690でするので間をとって5メートルは1台ずつ入っていくと。という割り算をすると6台。で、それから少し斜めに入ってきますので、その分ちょっと余裕を持ったとしても6台前後はそこに並べるのかなと、ただそこには軽自動車とか入ればもうちょっと詰めていくんですけれども、それプラス今度は信号の変わるタイミング、それと右折する時、何台はけるかっていうところもありますので、6台しか行けないっていうことではないんですけれども、とりあえずその右折帯の中には6台は優に入れるという計算ではあると思います。ただ、車運転上手下手っていうのがありますんで、ずっと間隔開けすぎたら、もうちょっと減る可能性も出てくると思います。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

その6台が多いか少ないかっていうのは私も分かりませんし、現状でどうのっていうのは言えないと思うんですね。ただ、ハードというのは1回整備してしまえば、あと前後がきかないわけなんですね。ですから今のうちだったらまだできるんで、そこはよくよく注意していただきたいというふうに思います。では次、図書館のことについて進めてまいります。先ほど、ちょっとよく聞き逃したんですが、まだスケジュールは申し上げることはできないということだったかなというふうに、もう一度すいません、確認をさせてください。

○議長（内村博法議員）

久保平企画財政部長。

○企画財政部長（久保平敏弘君）

現在進行中であります大型の公共事業ですね、西高田線、役場前橋梁の架設、高田南土地区画整理事業等です。大型の公共事業の進捗を踏まえまして、さらにその優位な国庫補助の活用を絶対条件として、新図書館基本構想を策定をしております。財政破綻を招かないよう慎重に進めていかなければならないという状況でございます。そういう中で、早い段階での大型の公共事業の完結を目指しまして、国への要望陳情活動なども積極的に進めながら、一定の目途がついた時点で図書館の方へ取りかかってまいりたいということでございます。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

その一定の目途はって今おっしゃった、大体どれくらいをお考えなのかなっていうのをちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

久保平企画財政部長。

○企画財政部長（久保平敏弘君）

この件につきましては再々ご質問を承っております。第9次の総合計画の策定の際にも経常収支比率の状況で非常に厳しいというような表現をこの中で示すべきだというようなご意見なども頂戴する中において、現在検討してるというところでございます。全国的にも、図書館の老朽化が進んでるという状況の中で、国が全ての町に図書館をとということで、文科省の生涯学習政策局というところが図書館整備の支援策等というところを取りまとめをしとるんですが、その中ではやはり地方債、それと、国の補助金というものも一定示してはあるんですが、それは非常に特殊な例です。電源立地促進対策ですね、原発であったり火力発電所が立地しているようなところ、防衛施設周辺整備事業、基地等ですね、防衛施設を有しているような所、そういった所しか今のところですね、図書館に活用できる交付金もしくは補助金が想定されないという中において、社会資本整備総合交付金ですね、この活用の可能性について、これまであの検討というか研究してきたところでございます。なかなか非常に厳しいという状況にはございますが、引き続きですね、あらゆる可能性を含めて検討してまいりたいと思います。ただ、交付金等の活用を前提としましても、やはり一定の一般財源が必要になってまいりますので、先ほどから申し上げてますとおり、既存のですね、大型の公共事業、これに一定の目途、また目途という言葉を使いましたけれども、現状ではなかなかそれが見通しがつかないという状況でございます。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

鈴木副町長。

○副町長（鈴木典秀君）

午前中の御質問でも、ちょっと答弁しましたけども、高田南が30年以上かかっていると。地権者にもかなりご不便、ご負担をおかけしているということで、まず高田南の見直し、今年度今あの残事業等々を精査をして、その後の施工方法等もですね、今所管の方で精査しております。詳細についてはあとで所管の方からその件については、答弁させますけども、そこが我々が考えてるところの高田南ですね、高田南のめどが一定のめど、30年もかかって毎年毎年一定の財源を投入はしておるんですけども、最終的に残事業がいくらなのかっていうのが見えなかったような状態でずっとしてるものですから、延び延びになってきておりましたので、今詳細を精査しておりますので、高田南について、まだ先ほどの大型事業で西高田線はですね、午前中申しましたように、新設区間につきましては28年度、あとは拡幅等々ですので、そういうかなり大きい金がかかるということはないかと思えます。新設区間であります今の橋梁と、それから山切りがありましたので、ここがかなりの事業費がかかっておりましたが、関係者の皆さんの御支援御協力がございまして、28年度中の完成、新設区間ですね、供用開始は一定めどがついております。あと問題はもう高田南ということですので、詳細については今検討中の事項については、所管をしております都市計画の方から説明をしていただきたいと思えます。

○議長（内村博法議員）

松邨建設産業部理事。

○建設産業部理事（松邨清茂君）

高田南を担当してる都市計画です。今、副町長が言われてるとおり、財源が潤沢にあれば、大型事業を進めながら図書館、道路の維持補修等すべて行うことができます。ただし、現在、今、町においての財源というのはかなり厳しいところがございます、一緒にスタートさせるというのはまず不可能ではないかと思えます。その中で、どうしても図書館建設に向けてというのはちょっとおかしいんですけども、今長引いてる高田の区画整理事業を早く収束させないと次のステップには行けない。だから、今所管としましては、今までずっと続いてきた区画整理、これをある程度の年限を切って終わらせたいなというところで、今、高田の事務所の方とも協議をしながら、何とか終わらせる方法を模索を昨年来よりこれしております。だから、あとは、その単年度で終わらせるときの一般財源、要は国費とか県費っていうのは額がもう決まってるんです。そこにどれだけ、うちの一般財源、純単ですね、をどれだけつぎ込めるかっていう問題になってきます。短期間に終わらせるということは1年当たりの事業費がかなり膨れてきます。その時に、純単独費の金額がどれだけ耐えられるかっていうのを一度、昨年、財政ともちょっと話をしました。その中では結構きついところがございますんで、今他の手法を取り入れたところで何とかできないかっていうのを検討はしてるところでございます。しかも残事業というのも、結構ウェイトを占めておまして、あとどれだけ残事業が残っているのかっていうのも精査をして、それを一括発注できないかとか、そういったとこ

ろが今うちの課題でありまして、ここを解決すれば少し進展していくのかなとは思いますが、だから、この先ほどから高田南、高田南とでてますけれども、何とか所管としては高田南の早い収束を皆さんに提示をできたらいかなと思って、日々頑張っておりますので、どうぞ御理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

そこまで言われると次が出にくいんですが、理解はいたしております。午前中も同僚議員が質問したように、財政破綻、どこかの自治体みたいに財政破綻をすると、1番避けなければならないというふうに思っておりますので、それは本当に避けていかなければというふうに思います。財政が厳しいというのは重々わかってます、私も。ただ、質問することで町民の皆様に御理解をしていただくという部分もございます。そういう部分で質問させていただいております。一つの提案がございまして、財源の提案ですね。今あの、ふるさと納税というのがあります。ふるさと納税をするのに、今度、所管課の方でも、本腰を入れてやられるという形で非常に頼もしく思っております。その中で、図書館をつくりますと、つくる財源にしたいんですと、その積立をしたいので、ふるさと納税でお願いできないかと、いつまでにつくります、いつまでにつくりますって言わなければいいですから、それを一つのですね、うちのふるさと納税の売りっていうか、にしてはいかがかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今、議員がおっしゃったこともいいアイデアだと思いますし、ちょっと検討させていただきたいと思っております。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

はい、じゃ、それを前向きに検討してください。2カ月経ったら、また議会の方からどうだったかという形が今、議会改革でできるようになっておりますので、先ほどの商工会の商品券の予算と一緒に、これもあの、検討ということの、2ヶ月内に結果を出していただきたいというふうに思います。時間も少なくなってきたので、次に進みます。

ただあの、すいません、次質問する前に1つだけ、もうこれ、我々がね、全協室の、全協するところで頂いたんですね。これにはちゃんと初年度、次年度3年4年5年6年って書いてるんで、作るのは別にしても、実際には予算とか云々は別にして、これについてもちゃんとスケジュールどおりやっていったらいいのかなというふうにも思いますので、ひとつ、お話をしておきます。

続きまして、教育委員会のお金をお金を使って言ったらちょっと生々しいですけども、予算を使って、基金を使って購入した分ですね。順次お返しになるということですけども、それはもう計画的にずっとお返しになるんですかね、再度お尋ねいたします。

○議長（内村博法議員）

田中財政課長。

○財政課長（田中一之君）

町長の答弁にもございましたとおり、今後ですね、少子高齢化による社会保障費の増大ですね、あとインフラの老朽化による更新費用、このあたりで、本町を取り巻く財政というのは非常に厳しい状態になってございます。今後なお一層のですね、財政運営の健全化に努めてですね、それにより捻出される財源の剰余金の一部ですね、こちらを可能な限りですね、積み立てるということで、毎年度幾ら積み立てできるかっていうことは、ちょっとお約束はできない状況であります、極力努力をしてですね、積み立てていこうと考えております。以上です。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

積み立てていくことということですので、今回の決算でも7億ぐらい不用額が出てましたよね、確か。あれで5,000万ぐらいの積み立てだったんですかね、そしたら、もっと不用額出たら積み上げますっていうことなんですかね、ちょっとそこも確認をしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

田中財政課長。

○財政課長（田中一之君）

その7億っておっしゃられてるのが、きっと26年度の決算のですね、形式収支ですね、歳入から歳出を引いた金額ですね、その分が7億と多分おっしゃられてるんだと思うんですけども、そちらの金額についてはですね、予算編成上の金額であって、実際ですね、長与町の27年度の実質単年度収支ですね。その年の歳出をその年の歳入でどれくらい賅ってるかと言われれば、マイナス3,500万ほどになる見込みになっております。7億とおっしゃられてる金額は単にあまってるお金とか、そういったお金でございませんで、そのあたりの、実質収支の方を踏まえながらですね、積み立ての方、実施をしていきたいと考えております。以上です。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

わかりました。100%受けとめますので、今後よろしくお願ひしたいと思います。時間も、大分少なくなってきたので、最後の1次産業の振興化ということをしてほしいと思

います。6次産業化ってよく言うんですけども、何でそういうふうと言うかと、前も議会質問でね、お話ししたと思います、生産から加工販売までと、1足す2足す3で6次ですよという形で、言葉では簡単に言うんですけど、実際今度取り組む時、ものすごく障害が多くて難しいんですね。そのために、しかし今、ブランド化を図りますっておっしゃられてですね、まずその6次産業化に入る前に、本町の柑橘系、みかんとかですね、ああいういい商品がたくさんあるんですけど、そのブランド化をできるのかなというふうに思います。それはどういうふうにブランド化していくのに、どういうふうにしていくのかっていうのをまず、お尋ねしたいと思ってます。

○議長（内村博法議員）

中嶋産業振興課長。

○産業振興課長（中嶋敏純君）

すいません、今のはですね、御質問の答弁をする前に、先ほど私が答弁をいたしました内容に誤りがございましたので、訂正をお願いを申し上げます。先ほどのプレミアム商品券の総額についてという御質問ございました。その時に私1,000万と申しましたけれども、正確にはですね、2,200万でございますので訂正をお願い申し上げます。それからですね、先ほどの質問でございますけれども、確かに現在ですね、6次産業化に取り組んでいらっしゃると思いますか、小規模なものでございますけれども、ジュースにしたりですね、それから卵を利用して、パンとかお菓子を作られたりとか、それからドレッシングを作られたりという方がいらっしゃいます。今回はその、また新たな物でオリーブっていうのをですね、今年度とはとにかく商品化を図って、ブランド化を高めていきたいと思っております。今年度ですね、これ次年度に、来年度になるわけですが、県の方でもですね、新企画品物チャレンジ事業というのがございまして、そういうのに応募をしていくと、またいろいろと補助もございますし、そういうことを行っていきたくと。それから今後ですね、毎年開催をされておりますけれども、国際エキストラバージンオイルのオリーブオイルコンテストっていうのがございまして、以前にも長与町からは出展をされまして、賞をとられておりますけれども、そういうことでネームバリューといいますか、そういうものを確立しましてですね、それからブランド化という形で振興して行きたいと思っております。先ほど申しました、小規模な方、この前ですね、農協さんを通じまして、6次産業化に対する興味があるかないかというようなアンケートをやらせていただきました。24%の方が回答していただいた中で、24%の方が興味がありますよというような回答を頂いております。そういうところでですね、今後そういうのをブランド化に繋げていくためにですね、まずはその勉強会をやりまして、次はその長崎県の方で中小企業団体中央会というのがございます。プランナーを派遣していただきましてですね、6次化の産業化のサポート事業を行っていただくようなことで、進めていきたいと。それから、今後事業が進みますとその生産者と、最終的には流通業者様とのですね、商談会というようなことで、今後そういうことで流れ

的にはですね、ブランド化を図るために、そういう施策をですね、売っていききたいというふうに思っているところです。以上です。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

課長も担当になったばかりなのに、一生懸命頑張っておられて大変だと思いますけども、どんどん推進していただきたいというふうに思います。もともと本町はみかんに対して、ものすごくいいみかんを出してもう、町長も十分御存知だと思います。長与みかんというブランドが今消えてるんですよ。農協さんの都合か何か長崎みかんか何かというブランドで出されてるんじゃないかなというふうに思いますけども、そこら辺もですね、できれば、長与というブランドをまたもう一度、いろいろ難しい部分はあると思いますけども、確立して、生産量はオリーブより明らかにみかんの方が多いんですから、何とかその長与ブランドのみかんを確立して、それからの6次産業化みたいですね、もっていった方がブランドが生きてくるんでいいんじゃないかなというふうに思います。それで、次のオリーブにしても何にしても、6次産業化っていう形で、どっちかって言えば農家の方は、作るのが主体で売るのは苦手なんですね。そこは上手に今、課長が答弁してくれたように、県の方のそういう施策を利用しての推進をしていただければというふうに思います。何故これを言うのかって言いますと、今の農家さんの平均の従事者の、農業従事者のお年っのおいくつぐらいか資料ありますか、お尋ねします。

○議長（内村博法議員）

中嶋産業振興課長。

○産業振興課長（中嶋敏純君）

えっと、正確にはですね、今手元にございませんで、ちょっとわかりませんが、65歳を超えた高齢化率は62%だという形だと思っております。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

65歳以上の方が62%、半数以上いるということは10年後にはこの方々、75になったらもう農業ができないんです。10年間のうちに何とか食べれるような所得にしてあげないと、次の跡取りがいなくなるんです、本町の農業が消えてしまうんです。だから今、所得を上げて、跡継ぎを入れて、本町の農業を継続していくという、10年先を見て6次産業化っていうのはやっていかなければならないというふうに思います。そういう意味でもですね、所得の向上の意味で、6次産業化と、強い農業としていくと。農業を稼げる農業にしてという形が今からとっておかなければ、農家の方々の作物、今日植えて明日なるわけじゃありません。それには何年かかかります。産業化も今日やって明日できるというわけじゃございません。そういう意味である程度のスパンが要りま

すので、早急に、これは進めていっていただきたいというふうに思います。それと、そこで大事になってくるのが、やったけど出来なかったじゃいけませんので、そこにはある程度の目標金額とか、初年度の生産額とか、必要だと思います。先んじて作った今度のおそこのカラフルって言うんですかね、おそこの販売の額の目標とかは設定をされておられますか。

○議長（内村博法議員）

中嶋産業振興課長。

○産業振興課長（中嶋敏純君）

この前おかげさまで落成式を迎えました、農産物加工所カラフルと言いますけれども、その販売計画でございますけれども、昨年度、地方創生事業のうち地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を受けるにあたりまして、数値目標としまして平成32年度までに売上高の倍増ということで目標設定をいたしております。平成27年度のですね、昨年度の昔の加工所につきましては、売上げが約510万円ほどございました。それを、今後ですね、加工部門で約600万、オリーブ部門で400万という形で、今年度ですね、1,000万という計画を立たせていただいております。けれども、なかなかですね、鋭意努力をしていただくようになるわけですけれども、今年度のオリーブの生産量が1番影響してくるかなと思うんですが、予想どおりに収穫できるかですね、まだ不確定な部分もたくさん含んでおります。それから、オリーブの販売につきましても、ご存知のように10月からしか収穫できません。その後に搾油ということで、年明けからの販売という形になりますので、なかなか目標達成も予断を許さないというような部分も含んでるところでございます。以上です。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

時間もありませんので、思ったとおりに作物もできてくれればいいですけど、これが自然相手ですから、どうなるかということにはわかりません。ただ大事なことは、目標がないと、いくら6次をやろうといってもですね、やったけど出来なかったじゃいけませんので、そこは目標っていうのは大事なんじゃないかなというふうに思います。目標金額を上回るような売上げができることを祈って、私の質問とさせていただきます。以上です。

○議長（内村博法議員）

場内の時計で14時15分まで休憩いたします。

（休憩 13時58分～14時15分）

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き会議を再開し一般質問を行います。

通告順4、浦川圭一議員の①PFI事業の活用について。②滞納債権の徴収体制強化についての質問を同時に許します。

1番、浦川圭一議員。

○1番（浦川圭一議員）

それでは早速質問に入らせていただきます。

①PFI事業の活用について。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法の導入に向け、平成11年7月に制定された「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」に基づくPFI事業の活用について、本町での取り組みについて質問いたします。

(1) 高田南土地区画整理事業について、本年4月開催の産業厚生常任委員会における所管事務調査での所管の認識は、本事業の工期短縮と事業費削減を図るためには、現状の発注方法では困難である。また、同時にスケールメリットを考慮し大規模な土工事の施行が必要であるとの認識であるが、その実施については事業費の手当てが困難であるとの答弁であったと理解しております。そこで、PFI事業を活用し事業実施ができないか、研究する意義は十分あると考えるがいかがでしょうか。

(2) 内閣府政策統括官及び総務省大臣官房地域力創造審議官の連名で、「多様なPPPおよびPFI手法導入を優先的に検討するための指針」について、要請という文書が発送されておりますが、内容については多様なPPPおよびPFI手法を拡大するために、優先的検討規程を早期に定めていただきますようお願いする旨の文書であります。本町の対応について伺います。②滞納債権の徴収体制強化について。第9次総合計画の中でも滞納処分の厳格化という取組が掲げられていますが、滞納処分に対応できない非強制徴収債権の滞納債権についてどのように対応していくのか質問いたします。

(1) 本町における滞納が発生している非強制徴収債権について、その種類をお示し願いたい。

(2) 上記の債権について、具体的な今後の対応をお願いいたします。以上、質問いたします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、浦川議員のご質問にお答えをいたします。

1番目1点目の高田南土地区画整理事業におけるPFI事業の活用のご件でございますけれども、議員ご承知のとおりこの高田南土地区画整理事業も30年を経過し、町長就任当初から早期完成に向けての方策を検討しておるところでございます。

当事業を短期間で完成させる課題といたしまして、事業資金の捻出が最大のネックと

なっており、その資金調達を検討材料の一つとしてPFI事業の活用もございます。

全国でもPFI事業を活用した土地区画整理事業は数例ございますが、全て初期段階からのPFI事業でございます。資金計画及び運営、審議会運営、保留地を含む換地設計、造成計画、詳細設計、測量、工事、換地処分、これらに関する監理・監督業務、さらには区域の中に建設される公的施設の管理・運営も含み包括的に行われているところでございます。

高田南土地区画整理事業の進捗状況と内容といたしましては、一部の区域は完成、残る南東部は既に一部工事中であり、このような状況下におきましては工事のみのPFI事業とならざるを得ませんが、工事費の捻出のためにPFI事業者が、国費分、県費分、保留地や町有地を担保物件に設定をいたしまして資金調達が可能であれば、単年度の支出額は抑えられる可能性があることから、かなり優位な手法と考えられます。

今後も国及び県とも連携をとりながら、事業手法の一つとして検討をしております。

続きまして、2点目の「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」による優先的検討規程の策定についてのご質問でございます。

議員ご指摘のとおり、平成27年12月17日付けで、内閣府及び総務省の連名により「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針について」という文書が出されております。その趣旨は、「極めて厳しい財政状況の中で、効率的かつ効果的な公共施設等の整備等を進めるとともに、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起による経済成長を実現していくためには、公共施設等の整備等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用していくことが重要であり、多様なPPP/PFI手法を拡大することが必要である」として、地方公共団体に対し、PPP/PFI手法の優先的検討のための手続及び基準等を優先的検討規程として策定するよう求めておるところであります。

さらに当該指針では、優先的検討規程の標準的な内容を準則として示しております。その考え方といたしましては、あらかじめ対象事業や検討・評価手法等を優先的検討規程として定めておき、対象となる事業を実施する際には、PPP/PFI手法による場合と従来型手法による場合との事業費等を比較検討し、PPP/PFIでの手法や採用の可否、あるいは有無を決定するというものでございます。

また、原則といたしまして、建設、製造または改修を含むものは、事業費の総額が10億円以上、運営等のみの場合は単年度事業費1億円以上を対象としており、事実上、これら一定規模以上の事業を実施する場合には、「必ずPPP/PFI手法の導入を検討しなければならない」というものでございます。さらに国は、人口20万人以上の地方公共団体に対し、この優先的検討規程の平成28年度末までの策定を求めておりましたが、その他の団体に対しましては、「同様の取組を行うことが望ましい」としてしております。したがって、本町で本年度中の策定を求められているものではないかと考えて、全国あるいは県内の動向等を注視し、必要に応じて策定を検討してまいりたいと考えて

おります。

次に2番目1点目の本町における滞納がある非強制徴収債権の種類につきましての質問でございます。平成27年度発生をしております非強制徴収債権の種類でございますが、し尿収集手数料、住宅使用料、駐車場使用料、水道料金等々がございます。

2点目の非強制徴収債権の具体的な今後の対応につきましてのご質問でございます。

滞納された非強制徴収債権への今後の対応でございますが、現状では所管各課におきまして、督促状・催告書等の発送、滞納者宅への個別訪問による納付交渉などを行うとともに、長与町町税等徴収対策本部というのをつくりまして、情報共有や連携した取組を進めておるところであります。

今後も所管各課による対応を基本としながら、これまで以上に効果的に連携し、長与町町税等徴収対策本部におきまして、困難悪質案件の対策協議、合同徴収・交渉、担保権の執行・支払督促・訴訟に基づく強制執行などの協議を行いまして、未収金の解消に向けて努力をしまいたいと考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

それでは通告順に再質問させていただきます。

先ほどの1番目の（1）の答弁でございますが、町長も就任当初から高田南の早期完成については、もうずっと願っているんだということで4年たちまして、なかなかその手法が展開できないということで、私どもも考えはもう全く同じでございますが、とにかく早く終わらせて、先ほどの同僚議員の質問の中でも、図書館の建設についても、高田南が影響しているんだとか話があったんですけど、私も町内のこの道路とか橋梁とか、公園、そういったものもやっぱりこの高田南が終わらないことには、なかなか管理、維持管理の資金も回っていかないということで考えておりますということで、どうかして早く終わっていただきたいというのは同じ思いでございます。

先ほど、この高田南については、区画整理については、全国の事例として区画整理事業はやっているところもあるんだけど、事業の初期段階から換地処分まで、恐らく最後の最後までそういった部分で、業務の委託がなされているんだということを答弁でいただきましたけども、ここ聞きますと高田南にかかって30年ということで、先ほどから言われておりますけど、30年で。この法律ができたのが平成11年ということは、法律ができる前に高田南にかかっていたんですね。

そういうことを考えれば、今からちょっと私が今回提案したのは、高田南の中の一部の工事について対応できないかということで質問させていただいているんですが、こういう事例を話されたということは、なかなか難しいということで考えてよろしいんでしょうか。伺います。

○議長（内村博法議員）

松邨建設産業部理事。

○建設産業部理事（松邨清茂君）

先ほどの町長の答弁にありましたとおり、今の高田南が置かれている事業の内容としましては、一部完成してもう事業進んでいますよと、だからPFIは成り立ちませんというお話ではなくて、答弁の中にありましたとおり工事のみのPFIはかなり有効な手段という答弁でございます。だから、初期段階からのPFIが使えないのでちょっと難しいとかいう話ではなくて、工事のみのPFIは、可能性はかなり有利なところにありますので、これを導入できないかというのは、ずっと、ここ数か月は検討しております。

ただし、このPFIを使う時には、かなりの、ハードルというハードルではないんですけども、従来の工事の手法とPFIを導入したときにどちらが有効かという簡易評価をしなくてはなりません。

それから有効だと見いだされをされて、それから今度はコンサル等を入れて、実際上、ほんとに有効だという結果をもってPFIの事業に進まってくると。今度はPFIを県がしますと手を挙げて業者が応募してこなければ、PFIは成り立ちません。そこである程度、業者の方にもおいしい話というんではないんですけども、ある程度、業者の方にもメリットがないとなかなか手を挙げてくれない事業なんです。

先ほどから町の立場としましたら、事業資金の方がかなりネックになっている。これは前回からも委員会の方でも私はお話をしております。

そこでPFIというのは、要は、民間資金のお金を持ってきてくれるところがあって、これすべて全部、全額負担してくれて払わなくて良いならば、これはこんな良い事業はないんですけども、当然、そこの中には金利を含んだところでお返しをしていかなければいけない。うちの方がそのお金がないので保留地等も含めたところ、それと金利の利率とかそういったところも含めたところ、どちらが優位なのかというのも判断材料になってきますので、全然PFIがアウトというお話ではないんです。

議員さんが言われているとおり、初期投資を少なくするためにはPFI事業はかなり有効です。だから今後、引き続きPFIと従来の公共工事、従来の公共工事といいますが、一括して発注しないと、なかなかこのままのペースでいけば高田南はなかなか終わりません。だから一括して発注した場合とPFIと比較して、検討して、それでPFIが活用できるのであれば、事業は町なんですけども、実際上、発注する母体は県なんです。だから県の体制も整えていただきながら、今度は短期間で終わりますので、その中で補助金が満額とれるのかといったところも、今度、国の方に働きかけをしていかなければいけません。

だから今段階で言えるのは、PFIを活用して何とか終われる、できるのではないかとといったところをさらに研究をしながら、県も入れてそこで研究をして、もし、いつて財政的に負担がかなり軽減できるというのを判断ができれば、PFIに持ち込みたいと

思うんですけども、なかなかそこまでの時間もちょっとかかるんです。だから、今、そういったところを検討しているというところでご勘弁願いたいと思います。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

確かにPFIの仕組みとかなんとかも一応、少しは私も勉強して質問させていただいたんですが、要は町長答弁で申されたように、いかに早く完成をさせるか。そして、また、公的負担の抑制をしていくのか。ここだと思うんですよね。

だからここの高田南については、私は、あくまでも今回PFIでということで質問させていただいておりますが、この目的はこれなんで、先ほど申したとおりなんで、ここが達成できればもう何も言うことありませんので。所管の方でとにかくいい方法を早く見つけて結論を出していただきたいと思っています。今の事業計画でいけば31年が完成になっていますか。

○議長（内村博法議員）

松邨建設産業部理事。

○建設産業部理事（松邨清茂君）

今の事業計画でいけば、平成32年度で終了でございます。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

私の個人的な希望は、なるべくそこを延ばさないように、いろんないい方法を考えて、やっていただきたいと、そこはもうよろしく願いをしておきます。難しいかとは思いますが、よろしく願いだけしておきますので。

次に、2番目の質問に再質問させていただきます。

先ほどの答弁を聞いておりましたら、優先的検討規程の策定、これについて結論は、全国あるいは県内の動向を見て検討するという事だったんですが、この答弁は、私はちょっとおかしいのではないかと思うんですけども、今の答弁は、例えば県内であちこちやるところがあれば、私どももやろうかなとか、そういうあんまりやらないところばかりだったらやりませんよとか、あんまり積極的でないように聞こえるんですけども、あくまでもこのPFIの事業を今からやろうと町がいろいろやろうとしている事業で考えた時に、従来の手法と、やった場合と、PFIでやった場合、どっちが有効性が高いかというところで判断すべきであって、当然、県内でこの手法は余り良くない所もあるかもしれませんが、長与町はやっぱり比較した結果、これを採用した方が良いんだという結論が出れば、私はやるべきだと思うんですよ。いくら余所がやろうがやるまいが、長与町がどうなのかということ判断して決定をすべきだと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

優先的検討規程の策定につきましてでございます。

この策定につきましては、先ほど町長がご説明申し上げたとおり、国の指針に基づきまして国から要請があつていふというものでございます。この指針の後にPPP/PFI推進アクションプランというものが内閣府の方で策定をされまして、この中で、国ですとか、人口20万人以上の地方公共団体は、28年度末までにこの規程を策定し、その規程そのものやその運用方法など優良事例をお示しすることで、横展開を図るといふことで、国の方が想定をされております。

これは自治体の規模によって抱えている施設の規模、そうしたものの大小もございまして、自治体の職員のマンパワーですとか、ノウハウ、そういったものも踏まえてのことだと考えております。ですので、これを踏まえて規程の策定については、今後、検討してまいりたいという姿勢でございます。

ただ、個別の事業、特に国が示しております10億円以上の事業などの実施にあたりましては、この優先的検討自体を否定するものでございませぬので、当然こうした観点からも検討を行い、事業を推進してまいりたいと考えております。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

私も20万人以上の自治体と同じように、28年度中に策定をするべきだといふことは申し上げてないんですよ。あくまでもそういうのができてくれば参考になるのもできてくるでしょうし、そういった中で、次に質問するんですけども、今、公共施設等総合管理計画こういったものも作られていると思うんですけども、こういった中で、今後やるべき事業といふのはもう計画は立てられるわけですよ、そういった時にこのPFI事業にのせた時にどうなのか、ここの精査なり、シミュレーションなりをきちんと立てていただいて、こういう事業に取り組んでいくんだ、いかないならいかない方向性をきちんと出していただきたい。そこをしっかりとやっていただいてこの規程等の作成にも最初から余所をみて決めるのではなくて、やっていただきたいことを申しております。先ほど、今、申し上げました総務省からの要請によって策定に取り組んでいられると思うんですけども、昨日も町長の所信表明で述べられていた「幸福度日本一のまち」実現に不可欠であるといふことで、この計画のことを位置づけて言われたわけですよ。これもこの中では、1回議会で説明をいただいて、資料もいただいているんですが、なかなかこのスケジュール案とか見ても、このPPP/PFIについては触れられてない。こういった計画を作っていく中で、このPFI等の導入の可能性も含めた簡易な検討ぐらいはされていくのかどうか、そこをお聞かせ願います。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

公共施設等総合管理計画についてのご質問でございます。

国の今回の指針におきましては、新たな公共施設等の整備の計画のほか、こうした公共施設の管理計画の中にもそうした手法を取り入れるということで検討が求められているところでございます。本町につきましては、この計画の策定に、まずは施設の実態把握というところで、着手をしたところでございます。

ですが、全ての施設において、優先的にこのPPP/PFIを検討して、それを踏まえたコストの試算というのは、なかなかこの段階では難しいものというふうに考えております。ですので、実態把握の結果を踏まえまして、どのようにPPP/PFIの活用について、本町の考え方として、この計画の中に盛り込んでいくのかというのを検討をいたしたいと考えております。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

分かりました。この大本である総務省の方も計画を実行する上で、このPPP/PFIこの事業については有効な手段であるということで、積極的な活用の検討を促していくということも書かれておりますので、ぜひ有効であれば、ぜひ採用していただきたいということをお願いをいたします。

次の2番の②の質問に入らせていただきます。（1）の答弁につきましては、4種類の債権があるということでございますけれども、この債権について、今回、滞納処分の手続が取れないということで、今後の対応について質問をしております。

まず、最初にこの第9次総合計画の中に書かれております滞納処分の厳格化、ここが私もいろいろこうイメージはしてみたんですけども、具体的にどういったことをどういうふうにするのか、このことをご説明願いたいと思います。

○議長（内村博法議員）

宮崎収納推進課長。

○収納推進課長（宮崎伸之君）

議員さんの質問にお答えさせていただきます。

まず長与町財務規則の中に、債権というものは当該債権を所管する課の長が管理するものとなっておりますが、こちらにつきましては長与町町税等の徴収対策本部の方が設置されておりますので、私の方が代表して回答させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

まず、今、申されましたとおり今後の対応につきましてでございますが、確かに第9次総合計画の中に滞納処分の厳格化を主な取り組みとしております。当然でございます

が、強制徴収債権につきましては4月から組織改革が行われまして、取り組みが既に強化されているところでございますが、非強制徴収債権につきましては、まず裁判の手続を行うような必要があります。それに対しましては、当然でございますが判決等を受けまして強制執行ができる債権名義を取得することがまず必要になってまいります。

ところが訴えを提起することに関しまして、専決処分等の指定がない当町におきましては、仮に訴えを提起しようと思えば議会の議決が必要となります。その中でこれはどこの町村もそうでございますが、裁判手続を進めないといけないという観点から、現状、強制執行の手続を行うにあたりましては、なかなか裁判手続までは進めないのが現状でございます。

そのため我々、今後の対応としましては、当然でございますが、強制執行等の手続の事務の効率、迅速化、組織体制の整備の観点からこれは町議会の委任による専決処分事項に関する条例等につきましても、町議会議員の皆さまにご協力とご理解をいただかないと進めることができませんが、そういうことをお願いしながら、現行の条例の見直しを検討させていただきながら、各所管が所管課の職員でですね、強制的な執行等を行うことができる組織体制を整えていきたいと考えております。非強制徴収債権につきましては、徴収強化を行うためには、どうしてもこういう条例等の改正等を見据えた検討が必要かというふうに、今後、具体的な対応をしてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

最後に私がちょっと話を持って行こうかなと思ったところの話をもうしていただいたんですね。良かったんですけども。この滞納処分の厳格化というのは、あくまでも現行の税金とか強制徴収債権に係る話だと思うんですね。

この滞納処分というのは、基本的に差押えから始まって、差押えをして、代金に換えて、それで配当するという、そして収納をするとそういう手続だと思うんですよ。その厳格化という書き方になっているんですよ。実際に私のイメージでは、今まで以上にこの差押え等を強化していくんだということをそういう思いをきちんと書かれているのかなと思ったんですよ。そこはどうなんですか。

○議長（内村博法議員）

宮崎収納推進課長。

○収納推進課長（宮崎伸之君）

議員さんがおっしゃられたとおり厳格化というものにつきましては、本来、滞納処分は行う必要がございます。それを本来は厳しく執行行うということが厳格化していくということになってまいります。これは当然、法律で決まったことでございますので、その通りにやらないといけないということになっております。その中で我々もこの4月か

ら今、言いましたように組織改革がありまして、すでに町税以外の収納債権につきましても、我々の方で、4月から厳格化ということで厳しく対応をさせていただいているのが現状でございます。それができないのが非強制徴収債権ということになりますので、その執行にあたりましては、どうしても議会の議決が必要でございます、なかなか手続が思うように我々の債権の取り扱いとは違うというところがございますものですから、それについては、これは他市町村でもそういう動きがございますものですから、条例等の見直し、専決処分等の改正に向けた議会議員さんのご協力とご指導をいただきながらやっていかないと、これは、条例改正ができない事項になりますので、そういうことで検討しながらお願いしてまいりたいというふうに、今後、考えておりますのでよろしくお願いたします。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

丁寧に言っていただきまして、大体、内容は分かったんですけども、今回の質問は、ある程度税金等のこの今差押えと債権者の側でいけるそういう債権と、裁判所の手続を経ていかなければいけない債権があって、一方の方は総合計画の中できちんと厳しくとりますよというふうな書き方をされていたもんですから、残りのそこが採用できない非徴収債権については、どういうふうな対応をするんですかというのが、最初の質問だったんですよ。そこも私は同じような対応でいかないといけないんじゃないかというところでこういう質問させていただいたんですけども、そこも今までなかなかそういう手続に入っていけなかったというのが、おっしゃられるように訴訟の提起については、議会の議決が必要になるということがなかなか訴訟を起こすタイミングと議会の開催とかです、これは合うわけない訳でございますので、そういった手法を用いられなかったとこれも十分理解をしております。

それでも課長が言われたようにその解決策としては重複するかもしれませんが、一定額以下の金額を定めて法的手続について、この地方自治法の180条による議会の委任による専決処分の指定議決を得るというそういった手法を用いてやっていければどうかというのを私が提案する予定だったんですけど、やりたいということでおっしゃっていただいたので、これは通常であれば、議決権の中のものを町長の専決で手続きができるようにするというような話でございますので、執行側から条例の提案ができないと思うんですね。そういった中で議会の方に、この金額の範囲内でとか、こういう債権についてはとか色んな決め方があると思うんですが、そういった情報出していただいて、これは反対の方もいらっしゃるかもしれませんが、ぜひ、そういう相談はしていただければと思います。

それと一つちょっと、以前、個別訪問に行かれ、今まで従来どおりこの個別訪問とかも行かれるということで、先ほど答弁でもお聞きしたんですが、夜間徴収にはまだ行か

れているんですかね。

○議長（内村博法議員）

栗山住民環境課長。

○住民環境課長（栗山浩二君）

夜間徴収の件ですが、以前は夜間徴収を強化した時期があったと思うんです。しかし、今現在では、夜間に行った場合でも共稼ぎの世帯の方が多くて、なかなかご本人さんとお話ができないとそういうケースが多々あって、行っても5件回っても5件とも滞納者の方がご不在というケースが多いということで、必要に応じて、その悪質の方とか、どうしてもご本人さんに電話をしても取っていただけない方、どうしてもご本人様とお話したいという場合については、必要最低限でご本人様のご自宅に夜間に伺わせていただけるような状況です。

ですから以前に比べて、夜間の臨戸と言いますか、戸別訪問は減少している状況でございます。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

今、言われたように夜間徴収というのは、これも賛否あるようでございますけども、私は、相当効率が悪いと思うんですね。今、言われたように5件行って誰もおられなかった。ただここに職員さんの残業代とか発生してくるわけですよ。これはやらないわけにはいきませんので。この職員が2人組みぐらいでだいたい行って、2時間ぐらいで行って、全然、取れなかった時もあるかもしれませんし、そういったことを考えれば、効率的ではないのじゃないかなというのが、私は思っていて、これもよくよく今、減る傾向にあるということを言っていたので、ぜひ、こういうのは減らして、先ほど収納の課長が言われたように、もう法的、支払督促とかの手続きは、とりあえず支払督促だけだったら、その訴訟の提起も必要ありませんので、そこである程度の回収ができれば、そこに異議を申し立てた人たちに対して、この訴訟の提起が発生してくるという話ですので、全国の事例を見てもかなり有効的で、有効に機能するというので、色んな新聞記事とかにもあるようでございますので、そこら辺ぜひ研究して取り組んでいっていただきたいと思います。

そこら辺を強化していただきたい。夜間徴収の方は、職員の負担があるでしょうし、なるべくやめられた方が良くないかなというそういう思いを語らせていただいて終わります。

○議長（内村博法議員）

場内の時計で15時10分まで休憩いたします。

（休憩 14時53分～15時10分）

## ○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順5、河野龍二議員の①地震災害に対する備えについて、②高齢者支援の拡大についての質問を同時に許します。

14番、河野龍二議員。

## ○14番（河野龍二議員）

本日、最後になりました。いましばらくお時間をいただきたいと思います。質問に入る前に訂正をさせていただきます。まず1番目の（1）の防災訓練計画についてですが、この項で、「各訓練は企画的に」と書いていますが、「計画的に」という言葉に替えていただきたいと思います。あと2つ目に、2番目の高齢者支援の拡大についての上から6行目のところの介護難民後半のですね、「認認介護」という、「老老介護」ですね、申し訳ないです、「認認介護」というような言葉ありませんので、「老老介護」に替えていただきたいと思います。それでは、質問に入らせていただきたいと思います。

地震災害に対する備えについて質問させていただきます。まず初めに、熊本地震で亡くなられた方への心からのお見舞いを申し上げます。また、未だに避難所生活をされている方、被災を受けられた方に1日も早い復旧を心からお祈り申し上げます。熊本地震は、4月14日と16日に震度7を相次いで観測し、益城町を中心に大きな被害を出しました。地震の回数は、緩やかに減る傾向が見られている一方で、最大震度4の地震が相次いで発生。震度1以上の地震は1,000回を超えているという状況です。本町でも、大きな揺れを観測し、携帯電話が知らせる地震速報に何度も恐怖を感じた震災がありました。たびたび繰り返されますが、震災の教訓は「我が町には地震が起きない」と過信せず、いつでもどこでも起きうる可能性があることを常に心得ておくべきだと感じました。熊本地震から2カ月近くなりますが、この質問を提出した時点では、被災者の中には、食事の提供が1日に1食だけの被災者もまだあるということをお聞きました。地震が起きることを防ぐことはできませんが、震災後の救援支援は、こうした問題が起きないような取り組みが必要であると考えます。そこで本町の地域防災計画及び熊本地震の報道に基づき、被災後の対策が充分なのか、確認のために以下の質問をさせていただきます。

1、防災訓練計画について。各訓練は、計画的に行われていますか。自主防災訓練の実施状況及び今後の課題は何でしょうか。

2番目に、民間防災組織について。非常時に民間防災組織の確立が可能な状況にありますか。

3番目に、生活福祉に係る災害予防計画と自発的支援の受け入れ計画について。高齢者、障害者など要援護者に対する避難所などの確保はありますか。ボランティアセンターの設置は可能ですか。コーディネーター養成など対策はとれていますか。

4番目に、帰宅困難者の対策計画について。町外への勤務者が多い本町では、帰宅困

難者の避難所や支援などの対策は、こうした対象者に伝わっているでしょうか。

5番目に、5月16日付けの長崎新聞報道にありましたが、本町で仮設住宅整備用地は事前選定がされていますか。この報道は、熊本では、一部の自治体では国が要請したにもかかわらず、こうした整備用地が事前に選定されてなかったというのを踏まえ、本町では選定されているかということをお聞きいたします。

二つ目に、高齢者支援の拡大について質問いたします。

まちづくりの指針である第9次総合計画の、「目標5ふれあいと希望に満ちた安心のまち」「政策13ぬくもりのある福祉の地域づくり」「施策37高齢者福祉の充実」では、施策目標として、「ふれあいにあふれ、いきいきと健やかに暮らせるまちをめざします」と掲げています。解説には、本町の現状を、「本町も全国的な傾向と同じく高齢化が進行し、今後は高度成長期に転入した世代の高齢化が進み、高齢化対策は一層重要度を増す」としております。高齢化社会の問題は、介護難民、老老介護、下流老人など、新しい言葉が生まれるように数多く山積しています。こうした問題の中、介護の困難による自殺や、愛する家族の命を奪う事件が後を絶ちません。第9次総合計画が掲げる希望に満ちた安心の町、ぬくもりのある福祉の地域づくりの実現に向けた以下の質問を行います。

(1) 介護保険の対象とならない高齢者対策について。介護の支援が必要なのに、介護認定が受けられない状態があります。京都市などの取り組みでは、介護保険の対象外だが、在宅生活を維持する上で週1回2時間程度の方のホームヘルプサービスを行っています。さらに、一時的に養護老人ホームで生活習慣の改善や体調の調整を図り、介護予防につなげるショートステイが取り組まれています。本町でも取り組む考えはありませんか。

(2) 認知症対策について。認知症の問題も、全国的にいろんな事件が起きております。対策にはGPS機能のついた機器を貸し出し、徘徊した場合でも、対象者を早期に発見し、事故など未然に防ぐ取り組みが行われています。また、徘徊認知症高齢者SOSネットワーク事業等に取り組んでいる自治体もあります。本町でも、具体的な対策が必要ではありませんか。

(3) 日常の高齢者サービスについて。援助が必要な高齢者以外にも日常的に受けられるサービスを拡大すべきと思いますが、以下の提案についてどうお考えになりますか。

イ、交通補助券の支給

ロ、寝具洗濯乾燥サービスの実施

ハ、理美容出張サービスの実施

ニ、長寿祝い金の誕生日支給で変更

以上、質問いたします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

## ○町長（吉田慎一君）

それでは、今日最後の質問者であります河野議員のご質問にお答えをいたします。

1 番目 1 点目の防災訓練計画についてのご質問でございます。この防災訓練計画につきましては、各種災害の発生に備え、防災関係諸機関相互の緊密な連携を確保するとともに、迅速かつ適切な救助・救護活動、避難誘導活動などの実践的かつ総合的な訓練を実施することによりまして、有事即応の態勢を確立することを目的としております。

先般、計画されておりました第 28 回長崎県総合防災訓練につきましては、今回の熊本地震への対応などにより、一旦中止になったわけでございます。これまで準備を進めてこられた参加予定の関係機関や住民の皆様へ中止のお知らせを行ったところでございました。今後も県総合防災訓練などへの積極的な参加の推進を図ってまいりたいと思っております。また、自主防災訓練の実施状況につきましては、自主防災組織連絡協議会では、長崎市総合防災訓練の視察、あるいは自主防災研修会での炊き出し訓練などを行い、実践的な訓練を実施しておるところであります。なお、各地区の自主防災組織におきまして、地震体験車による地震体験、あるいは初期消火訓練及び A E D 訓練装置による心肺蘇生のための実践的な研修等が行われました。今後の課題といたしましては、未実施の自主防災組織への支援、それと指導の推進を図ってまいりたいと考えております。

次に、2 点目の民間防災組織についてのご質問です。災害における被害の認定、食料、飲料水等生活必需物資の配給、罹災者の安否確認などの災害応急活動は、町、県などの行政機関だけではなく、民生委員児童委員などの民間協力機構、あるいは農協、漁協、赤十字奉仕団体の公共的団体の協力により成果が期待できるものと考えております。なお、民生委員児童委員の皆さんには、地区内の一人暮らし高齢者や要支援避難者の把握を日常より対応していただいております。また、生活必需品につきましては、それぞれ協定を締結させていただいております。今後とも積極的に防災協力機構として組織化を推進をしてまいります。

3 点目の生活福祉に係る災害予防計画と自発的支援の受け入れ計画についてのご質問でございます。この福祉避難所とは、今までの建物を活用いたしまして、介護の必要な御高齢者や障害者など一般の避難所では、生活に支障をきたす方々に対して、ケアが行われるほか、要支援者に配慮いたしましたトイレあるいは手すりやスロープなどバリアフリーが図られた避難所を指しております。現在、長与町では 2 カ所の福祉施設と協定を締結いたしておるところであります。今後も福祉避難所の確保のため、対象となり得る施設などにつきましては、協定締結の願いをしてまいりたいと考えております。

災害時のボランティアの窓口となりますところのボランティアセンターにつきましては、長与町社会福祉協議会に設置をすることになっておりまして、社会福祉協議会ではこれを受けまして、コーディネーター養成のために、長与町老人福祉センターでは、4 月 22 日に災害ボランティア研修会を開催いたしておりまして、社協関係者はもちろんのこと、町内の民生委員や自治会の方なども含めまして、79 名の方々がそれぞれ参加

されております。内容につきましては、「地域とのつながりと外とのネットワークを活かす重要性」ということでありまして、グループワークを含めての研修が行われたところでございます。

次に4点目の帰宅困難者対策計画の御質問でございます。町外への勤務者が多い本町におきましては、帰宅困難者の避難所や支援などの対策は、対象者に伝わっているかのご質問でございますけれども、通勤、通学、出張、買い物、旅行等で移動している方々が、災害発生時等に公共交通機関の運行停止や道路の交通規制により帰宅することが困難な場合は、一時的に滞在できるように隣接する市や町に対しまして県地域防災計画に基づき、避難所への受け入れを配慮していただけるよう図ってまいりたいと考えております。また、県及び町としましては、事業所などに対しまして、一斉帰宅による混乱発生、こういったものを防止するために、一定期間滞在していただいた上に帰っていただくということの重要性について、これについてもあわせて啓発を図ってまいりたいと思っております。

次に5点目の5月16日付け長崎新聞報道にあった、本町で仮設住宅整備用地は、事前選定されているのかというご質問でございます。5月16日付けの長崎新聞報道にあった本町で仮設住宅整備用地は、事前選定されているのかにの答えにつきましては、応急仮設住宅の設置につきましては、災害救助法が適用された場合は原則として知事が行い、知事から委任をされた場合は町長が知事の補助機関として設置をすることになっております。なお、建設予定候補地の選定につきましては、周辺環境の状況としまして、2次災害の危険性、取り付け道路の幅員、周辺の既存の生活利便施設などや敷地の状況として、ライフライン、浄化槽設置の可否、消防水利の整備状況、造成工事の必要性などが基準となっております。また、原則としまして優先順位は、公有地すなわち都道府県、市町村でございます。そのあと、国有地を活用することとし、それでもなお不足する場合におきまして、民有地、これは無償でありますけれども、活用することになります。現在、建設予定候補地の選定はございませんけれども、周辺環境や敷地の状況を考慮しながら、町有地を優先しまして、関係課と協議を行いながら建設予定候補地を選定していきたいと考えております。

続きまして、2番目1点目の介護保険の対象とならない高齢者対策についてのご質問でございます。長与町では、現行の高齢者サービスのうち、支給や助成を行っているものにつきましては、敬老祝金や長寿祝品の支給、配食サービス、日常生活用具の給付などがあります。介護保険以外では、ホームヘルプサービス、生活支援に対するサービスは直接には実施をしておりますが、ホームヘルパーなどの介護サービスが必要な場合は訪問介護事業所が家事支援サービスなどを行っておりますので、相談時には情報提供を行っておるところであります。一方、介護事業所以外でも住民参加型福祉サービスといたしまして、社会福祉協議会がやっております「ちょいサポ」やシルバー人材センターがやっております「福祉家事援助サービス」等々もございます。今後、平成26年度

介護保険法の改正によりまして、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実のため、平成29年度から訪問介護や通所介護が従来の予防給付から地域支援事業への事業実施と変わることになります。これにより、要支援者に限らず介護認定がされていない人でも支援が必要と判断された場合にはサービスの利用が可能となり、これまで介護保険では対応できなかった多様なニーズが、地域の実情に応じて対応できるようになります。また、ショートステイへの取り組みは介護保険以外のサービスとしまして、長与町ショートステイ事業実施要綱を平成19年3月に策定をいたしまして平成19年度から事業を実施しております。実施施設は町内の住宅型有料老人ホームを運営する事業者と委託契約を行い対応しております。利用状況でございますけれども、過去5年間で2件の利用となっております。

続きまして2点目の認知症対策のご質問でございます。GPS機能のついた機器の貸出につきましては、電話会社や警備会社などの民間企業では、GPS機能を活用した多種多様なサービスが行われております。認知症対策のツールとしてICTの活用が必要になってくると思われれます。また全国的にもGPS機器を用いた認知症高齢者の見守りを行っている自治体が多く見受けられまして、県内では諫早市や大村市などGPS発信機の貸与など認知症高齢者の支援を行っております。一方、導入された自治体の反応といたしましては、認知症の方が機器を身に着けないで外出する機会が多く活用度が低い、あるいは周囲に認知症であること知られたくないなど人権上の配慮や、機器のコストの面など課題が多いというようなことでございます。このことからGPS機能のついた機器の貸出や利用者への補助につきましては、コスト面などを含め検討が必要ではないかと考えております。本町では自治会や社会福祉協議会、民生委員児童委員が見守り活動に取り組んでおりますので、未然防止にはこうした地域ぐるみの活動が最も有効な手段ではないかと考え今後も取り組んでまいりたいと考えております。また、徘徊認知症高齢者SOSネットワーク事業などの取り組みは、徘徊認知症高齢者を含めた高齢者などの見守りネットワークを長崎県では平成30年度までに全市町の構築を目標に推進を行っております。平成28年2月現在佐世保市を含む13市町ですでに構成をされております。本町におきましては、平成29年度を目標にネットワークの構築に向けた作業を進めておりますので、ご理解のほどをよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

次に3点目の、日常の高齢者サービスへの質問でございます。高齢者がいつまでも健康に暮らし、一人ひとりがそれぞれの生きがいを持って、生き生きと毎日を過ごしていただくことが1番幸せなことだと思います。皆さんそれぞれ老人クラブや自治会、ボランティア活動などでご活躍をいただいております。先月、長崎県ねりんピック大会にお邪魔をさせていただきましたが、皆さんの元気あふれるプレーの数々に大変感銘を受けました。ご質問の(イ)の交通補助券でございますけれども、住民の方からバス券やタクシー券などが欲しいとのご要望も伺っております。しかしながら、財政状況等を鑑み、交通費への補助までには至っていないのが現状でございます。(ロ)の寝具洗濯乾

燥サービスや（ハ）の理美容出張サービスにつきましては、こういった自立されているという方々につきましては、新たに取り組むというような考えは現在のところ持っていないわけでございます。（二）の長寿祝い金の誕生日支給の件でございます。100歳の方には、お誕生日にご自宅に伺いまして、直接お祝いを申し上げお祝いの品などお渡しをしております。それ以外の敬老祝いにつきましては、毎年基準日を9月1日といたしておりまして、9月の老人週間の行事の一環として行っておりますので、現在のところ支給月を変更する考えはございません。いずれにいたしましても、日一日と長寿命化社会となっておりますので、時代のニーズに合わせた支援のあり方について、再度、研究調査をいたしまして、今後は見直しや廃止も含め、新たな制度として検討していく時期に来ているのではないかと考えておるところでございます。以上であります。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

それでは、再質問をさせていただきます。まずは、防災訓練計画ですね、説明にも答弁にもありましたように、防災訓練計画というのがですね、いろいろな目的を持って行うというふうな形で答弁がありました。それで、長崎県全体でやる防災訓練については震災の影響で中止をされたということでしたが、内閣府のホームページで地方自治体の実施する防災行事っていうのがですね、ちょっとホームページに載ってまして、その中で、ちょっと古い資料だったんですけども、長崎県は県の総合防災訓練があると、これが先ほど言われた多分、県下の自治体ですね、一定参加してやられる分だと思うんですけども。その他には、特徴的な、例えば石油コンビナートがあるところでの防災訓練、原子力総合防災訓練など、これ、県が計画しているんですけども、例えば市町村の段階でいうと、長崎市でも総合防災訓練というのが行われている、佐世保市でも総合防災訓練というのが行われている。で、長与町を見ますと、自主防災組織連絡協議会の研修ということで、このホームページの状況ではですね、他のところの防災訓練等々の日程は期日まで明確にしてあるんですが、長与町については未定というふうな形で。この計画を立てる段階っていいですかね、何度も、冒頭言いましたけども、阪神大震災が起り、東日本大震災が起り、今回の熊本地震と。やはり、我が町にもというふうな部分で、こうした計画というのは、それぞれこう、なんででしょうね、充実といいますか、やっぱりもっと強固にしていかなばいかなというふうな形でされてきたと思うんですけども、いざこういう状況を見るとね、まだまだやはり自分ところは大丈夫なんじゃないかというふうなですね、そうした楽観論があるんじゃないかなというふうに思うんですよ。そういう意味では、1つは長与町で、町全体で総合防災訓練をする考えはないか。防災訓練の計画を見ますと、県の計画があるからしなくていいというのはないんですよ、当然この中身で見ると町民に対しても、いろんな関係機関と地域住民と共同で総合的な防災訓練を実施するというふうになってますんで、私はこういう機会だからこそ、やはり

本町でも、町民を対象にした総合的な防災訓練というのが必要ではないかというふうに思うんですけども、まずその辺について、するお考えがあるかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口功君）

ただいまのご質問でございますけども、先ほど申し上げましたように、5月の18日に実は長崎県総合防災訓練の計画予定でございました。先ほどの答弁の中にもありましたように、今回の熊本地震におきまして、それは一旦中止ということで、これは対応はですね、自衛隊の方とか警察関係者の方の対応ができないということで、一旦中止ということになっております。この県の総合防災訓練につきましては、各市をですね、8市とありますけども、そういうずっと回ってきておきまして、これ、県も順番的にですね、お願いするところがございます、今回は長崎市さんで場所は時津町ということで予定をしておりましたけども、そこに本町も長与町も加わって参加をする計画でございました。次に本町でその防災訓練できないかということでございますけども、実は何年前にも防災訓練というのを実施しております。今後も、こういうことを計画していきたいと思っております。ただ、自主防災組織ということで、うちの方にはございまして、今現在、28年4月に一部組織増えまして43組織でございます。それぞれの自主防災組織さんが訓練をしていただいております。例えば、地震体験車による訓練それから防災講話、AEDの取扱訓練講習会また初期消火訓練その他、消防署との協議を行いながら、また、日赤との協議を行いながらの訓練をしていただいております。訓練の取組につきましてはそれぞれの自主防災組織さんが独自でですね、やっておりますけども、毎年行っていただいております。27年は58回訓練をしていただいております。26年度が47回でございます。一応こういうふうな地域での取り組みというのもですね、十分行われておりますけども、勿論先ほど言われましたように、本町での取り組みも今後検討していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

是非、検討していただきたいと、検討して実施にですね、していただきたいというふうに思います。自主防災訓練の部分については、お尋ねしようと思ったんですけども、ここが、ですから先程から私がちよっと懸念するんですが、その自主防災訓練で果たして十分かというところですね、私の地域も毎年防災訓練しているんですけども、時には消防署からですね、来てもらったりだとか、分団員が来てもらったりだとか、独自での、いろんな取り組みをしているんですが、果たしてこうした震災が起きた時の対応に果たしてなりうるのかというのは非常に疑問を持たざるを得ない部分があると思うんです。

今の答弁ですと自主防災訓練の中で、そういう地震体験車ですね、そういうのが予算上導入できる自治体ならですね、自治会なら可能かもしれませんが、なかなかそのそういうお金の面もちょっとよく分からないんですけども、こういうのが、必ず全ての自主防災組織がある自治会で行われているわけではない。当然、防災訓練が自主的に行われているということでは、私はですから、そこが、それで十分だという判断ではちょっと困るんじゃないかなと。ですから、年に毎年じゃ仮になくても、自主防災組織に同時にですね、合同に、やはりこの町の全体的な、総合的な防災訓練が必要ではないかというふうに思うんですよ。ですから、自主防災訓練に今のところ、自主防災訓練がずっと訓練していますから、それで、この防災訓練計画は十分ですよというふうに言われてしまうとちょっとそれは違うんじゃないかなと。やはり、そのそこをきちっと、その防災訓練が、いざ被害が起きた時にちゃんと機能できるような防災訓練が行われているかどうかというのが、やはり最後は追求されなければならないんじゃないかなというふうに思いますんで、そういう意味では総合の防災訓練がですね、必要だというふうに思います。で、質問ですから、自主防災訓練ですけども、今の質問で、それで十分だというふうに思われているかどうかですね、防災訓練が充実されているかというふうなところをどのように認識されているかお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口功君）

自主防災訓練の中にはですね、実はちょっと先ほど説明にも不足がございまして申し訳ありません。合同の訓練も行っております。例えば、炊き出し訓練というのをですね、自主防災組織25組織が一同に会しまして、炊き出し訓練等も行っております。そういうふうな全体を通した訓練等を行いながら、各それぞれの連携を図っていくということを一つの目標としながら訓練をさせていただいております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

その辺は十分調査不足で申し訳なかったと思いますけども、それでも、その25はそれで良かったかもしれない。その後の自主防災組織がどうなのかということもありますんで、やはり最終的には、それぞれの自主防災組織がやはりいろんな意味で、そういう時、機能できるようなきちとした訓練がですね、災害訓練というのが、そこを追求していくというのは非常に難しいかもしれませんが、やはりそのそういう認識を持ってもらうというのは大事かというふうに思いますんで、それが総合防災訓練あたり変わるんじゃないかというふうに思いますんで、是非総合防災訓練の実施をお願いしたいというふうに思います。

次に民間防災組織の確立でお伺いしますけども、ここにありますが、いろいろ民間組織

では、地区内に民生委員など地区内に日常的に要援護者など対応に取り組んでもらっているというふうな話がありました。で、災害時にこの民間防災組織を確立するというふうになっていますよね。で、各3つの団体といますか、3つの農林水産業団体、赤十字奉仕団、あと社会教育関係団体等となっていますけども、これ日常的にですよ、こうした団体に、いざ災害が起きれば、こういう民間組織を作ってもらいますというふうな協議が行われているのか、その辺を確認したいと思います。

○議長（内村博法議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口功君）

それぞれの団体におきましてはですね、防災協定というのをですね、結ばせていただいております。まずはその初動といますか、その段階で、警戒本部ができた段階ですね、3日間のうちにその対応していくというふうになっておりますので、そういうなところと連携を図りながら、対応していきたいと考えております。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

すると、その必ずこの協定を結んでいるという状況ですから、具体的な災害が起きた場合、誰がどこにどういう形でというのがきちっとその組織されているんですかね。そこまで確認させていただきたいと思います。ですから、災害が起きた場合にどのように対応されていくのかですね。協定の中身なども含めてお知らせしていただければと思いますが。

○議長（内村博法議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口功君）

災害のですね、発生した場合、有事の際にはまず本部長から召集を受けまして、そして本部長がですね、例えば九州整備局とか、隣接の長崎市、時津町それから郵政局、長崎県LPガス協会それから先ほど言いました日赤、それとあと町の関係機関につきましては、直接ですね、そういうふうな形で対応するような形で考えております。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

今のは、ちょっと分からなかったんですけども、ここにあるのは農林水産業団体となっていますよね、あと、日赤、赤十字奉仕団についてはちょっと述べられましたけど、社会教育関係団体等となっていますんで、各団体に協定がそれぞれ結ばれているんですか。その例えば、農林水産業団体では、農業、ここで言うと長崎西彼農業協同組合長与支店、大村湾漁協と、この赤十字奉仕団については社会福祉協議会等となっていますんで、対象

が社会福祉協議会かなと思うんですけども、社会教育関係団体、いわゆるPTAだとか青少年団体等とも協定が結ばれているんですかね。ちょっとそこまで確認させていただければと思います。

○議長（内村博法議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口功君）

協定を結んでいるのは先ほど申し上げたところでございます。各機関との連携という形で、それは日頃から、例えばそういう有事の際にはそういう方々との連携を図りますよということでの、地域防災計画の中に一応計上させていただいておりまして、その計画に基づいて依頼をする形になります。それは各所管の方を通じた形でお願いをしている形でございます。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

そうするとですよ、いざこう災害が起きた場合に、例えば、社会教育団体等とPTAの方に、民間組織、民間防災組織を立ち上げてくださいというのは、先ほど言いました、常日頃からそういう協議をされているんですかね、これはPTAですから、教育委員会関係なるんですかね、そういう、今ちょっと、その各所管でというふうな対応というお話をされたんで、じゃない、全然関係ない。どうなんですか、これはだから、そのPTAの場合は、民間防災組織を立ち上げてくださいというふうになっているんですか、そこを確認させてください。

○議長（内村博法議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口功君）

すいません、PTAは入っておりません。私が申し上げたのはですね、またあの本身体制を行った中でですね、それぞれ3日間、災害対策本部を設置するんですけども、その中の組織を一つとしてですね、委員会だったり、福祉事務所だったり、社会福祉協議会だったりとか、いろんな団体が入っていますが、そういうところと連携を図っていくということでございます。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

民間防災組織の確立という文章がありますよね、地域防災計画の中にですね。で、その中にですね、私が間違っているのかよく分からないんですけども、こういう形で、その中に、農林水産業団体、これらの団体の、ここではですね、農林水産省団体については、資金の融資の融通ですね、資材等の供給等をこうした団体に依頼していくと。赤十

字奉仕団については、物資の配給、保健衛生、その他罹災者の保護活動の協力団体として育成していくと。社会福祉教育団体等はPTAや、女性団体、青少年団体の育成指導、ここには災害時における危険を伴わない軽易な作業に協力を得るためというふうになってますんで、当然これは民間組織の民間防災組織として、あてにしている条項だと思うんですよね。今のお話すると、こことは協定結んでないと、ただ色々九州防災局とかそういうところと協定を結んでいるということですけども、この文章では、これらは民間防災組織ではないんですかね。その、どうなんですかね、その民間防災組織として確立をしていただくように考えて、この文章をつくったのか。その辺をもう一度確認させていただきたい。ここ文章ありますよね、こういうふうに。

○議長（内村博法議員）

荒木総務部長。

○総務部長（荒木重臣君）

防災計画の中にですね、そういった文章をずっとこう盛り込んでいるんですが、なかなか今の現状ではですね、その具体的に踏み込んで、そういったものを検討するということがあっていないのが現状でございます。防災関係につきましては、毎年1回の防災会議を開催いたしまして、その時、その時で、いろんな状況、状況に応じて協議をしております。その民間団体に関しましては、今のところ、自主防災組織ももう民間団体の一つと考えてそちらの方にも力を入れていければということだと思います。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

この地域防災計画はですよ、長与町の防災計画としてね、町民皆さんにこうした防災、いろいろ災害が起きた時には、こういう対応しますよというふうにはっきり謳っておるわけですよ。その中に、今できてないにしてもやる努力をしている背景が見えればいいんですよ。全くやってないわけですよ、現状、先ほどの答弁ですと。やれないこと書くべきじゃないと思うんです、一つは。やる意識があるならば、きちっとやるべきだと思うんです。で、私、今回ピックアップして気になるところを挙げたんですけども、何故こういう質問するかというと、後からも続きますけども、やはりボランティアの問題なんですよ。やっぱり熊本地震でもお聞きしますと、震災後多くのボランティアが全国から支援に入ってこられたと。そのボランティアの人たちが、やはりそこで出たのが、自分たちがそういう、何らかをしてくれと言われるまでに、非常に時間がかかったというふうに、やっぱりその対応なんですよ。実際震災を受けた地域の自治体の対応がですね、やはりこの敏速にやれるかどうか。で、私は、だからこういう人たちの力も借りてやるのかなと思ったら、全くそれじゃないと。だから、やっぱりそういう、先ほども言いますように、なかなか地震が起きても、我が町はというふうなですね、楽観的な部分がやっぱりまだあるんじゃないかなと。防災計画にも書いていることですから、

やはり、こういう働きかけをすることで、住民の皆さんもね、そこで意識を持っていたかどうかかもしれませんので、私はこういう計画を立てているなら、やっぱりやるべきだというふうに思うんです。それについてはどうしますか、この文章は訂正をするものなのか、今後、改めてこうした団体の協力を得ようと考えているものなのか、再度お伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

荒木総務部長。

○総務部長（荒木重臣君）

当然文章に上げておりますので、こういった状態が災害対策に関して、ベターな状況だと思っておりますので、これはもう今から、当然やっていかないといけないと思っております。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

それでは、引き続き質問させていただきます。生活福祉に係る災害予防計画ですけども、ここもやはりその今回の震災での影響でいろいろあったと思います。1つは、やはり障害者の方のですね、車いすで避難をされている方の中で、やはり、同じ避難所に車いすでは自分はいれないということで、やっぱりこう、福祉避難所というのがですね、どうしても必要になる。また新聞紙上では、発達障害の子供さんがですね、やはりその、周りに迷惑をかけるということで、やっぱり長らく車の中での避難生活を余儀なくされたということがあります。そういう意味では、その本町では2カ所の福祉施設にですね、そういう福祉避難所というところで対応していくということですけども、どれくらいの方の避難を受け入れられるのかというところが掴んでらっしゃるのかですね。その辺はいかがですか、ここの2カ所について、人数についてどれくらいの方の避難者だったら受け入れられるというのがあるのならば教えていただきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

森川福祉課長。

○福祉課長（森川寛子君）

現在福祉避難所2カ所、協定を結ばせていただいておりますけど、具体的な人数については、お話ししておりません。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

そこも改めてしていく必要があるんじゃないんでしょうかね、町内の障害者も含めて、やはり、どういう形になるかですね、震災が起きた時にどういう形になるか分かりませんが、これ震災だけじゃ限らずですね、やっぱり常日頃から、そういう部分は

必要ではないかというふうに思いますし、先ほども少しかありましたけども、増やしていく考えもあるのかですね、その辺はいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

森川福祉課長。

○福祉課長（森川寛子君）

福祉避難所の要件としまして、やはり原則として耐震耐火構造の建築物であること、それから土砂災害危険区域外であること、それからある一定期間、避難生活ができる空間を確保できる施設であるということが、やはり条件となっております。ですから、そういう条件をクリアする施設が他にないかどうか。それから発達障害のことも言っていたきましてけれども、これにつきましては、やはりお子さん、子供さんっていう形になりますので、今協定を結んでいるのはどちらかと言うと、老人とか介護の必要な方っていう形でしたので、子供さんに向けては、逆に保育所とか、そういうところで協定とか結べないかっていうことで検討していきたいと思っております。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

はい、是非お願いしたいと思います。あと、そうですね、この福祉避難所に限らずですけども、今回の震災でやはり、高齢者の方が、福祉避難所までには至らないけども一般の避難所の中で、そのマットを敷いての生活が余儀なくされるということで、そういう意味では起き上がるだとか、横になるというのは非常に大変だということが言われていたみたいです。そういう意味では、そういう備品の確保といいますかね、その辺も今後必要ではないかというふうに思うんですけども、その辺についてはどのような考えがあるかですね、考えがあれば教えていただきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口功君）

お答えします。備蓄備品ですね、資材がございまして、実はあの、折り畳み式のマットというのを約80枚用意をしております。それから毛布を130枚、飲料水を3,000個というふうな形で対応を考えております。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

折り畳み式のマットですと、やっぱり床に敷いてしまわないといけないですね、私が言いたいのはベッドがですね、その折り畳み式のマットってベッドになるんですか、再度確認させてください。ベッドになるものなのかですね、いわゆる50センチぐらい上になるものなのかどうなのか、そこら辺を。じゃなければ、ベッドのいわゆる折り畳み

式のベッドなのか、ベッドと言わずに、やはりこの避難所で、非常に有効に使われたのが段ボール式のベッド、段ボール紙を組み立ててベッドにできるというのがあるらしいんですよ。こういうのもやはりその備蓄品として備えておく必要があるんじゃないかというふうに思いますんで、再度お伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口功君）

先ほど申し上げました折り畳み式マットというのはベッドではございません。ただ、今後ですね、そういうのを配置をいたしまして、今後検討していきたいと考えております。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

もう一つ質問もありますんで、時間も迫ってきてますんで、帰宅者ですね、これについてはまた、改めて機会があればお伺いしたいというふうに思います。町長が言いました5月16日のニュースですね、長崎新聞にあった、熊本の仮設住宅の建設用地の事前選定がなされてなかったという部分で、幾つか、本町でもまだそこまで至ってないということで幾つか基準があるという話ですが、実は先日、私どももですね、熊本の震災状況と避難所の状況を確認というか、見させていただいて、やはり先ほど言いますように段ボールがですね、いまだに避難所の中では段ボールで居住区を区切られてですね、そこで窮屈な生活と、そこに入り切れない人は入り口付近でマットを敷いて生活を余儀なくされていると。小学校もまだ避難所になっててですね、体育館の外には大きな空調、いわゆる空気を送風する機械を置いて、今から段々暑くなってきますんで、そういう対応をしているということで本当に、こういう状態で長く生活するというのは本当にもう大変だなと、耐え切れないだろうなというふうに思います。そういう意味では、やはりこの仮設住宅をですね、やっぱり建設する場所というのはもう事前にやはりこう、早急に決めておくべきじゃないかというふうに思います。やはりまだ、今後の課題ということですけども、これは早い段階でそういう用地を選定しとくというのは、長与町は特にそんな大きな土地があるわけでありませんから、そういう意味では、一定大きな公園なんかをですね、そういうところにしておくというふうな方向性が必要ではないかなというふうに思うんですけども、これについて再度、どのようにお考えがあるかお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口功君）

議員さんご指摘のとおりですね、公共用地ということで町有地の中で現在6箇所です

ね、担当課としては考えております。面積にしまして88,104平米、戸数がですね、一戸の当たりが約9坪ということで、その平米で換算すると29.7平米になります。それを約すると2,935戸のですね、建設が可能でないかなと思っております。ただ、先ほどから申し上げていますように、用地等についてはまた関係課と協議をさせて進めさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

もう本当、有事の際と言いますかね、災害の状況ですから、ここはもう防災を担当した総務課だけではなくてですね、町全体でそういう部分が、いざ何かあった時にはこういうふうにしますというふうなね、やっぱり確認をしとく必要があると、時間がかかることではないと、庁内の所管の対応ですね、民地ならまた別ですけども。先ほど私が言う大きなグラウンドだとか、公園をですね、一時期はもう避難所という形で使うとなれば、そんなに時間かかることではないんで、是非これはですね、そういうふうに早急に対応していただきたいというふうに思います。やはり今度の震災ですけども、何度も言いますけども、我が町にはないと、わが町では起きないというふうな気持ちではないんで、やっぱりせつかく決めた防災計画があるわけですから、これに基づいて準備を怠らないようお願いしたいというふうに思います。

それでは、高齢者支援の拡大について質問させていただきます。ホームヘルプサービスですけども、私は町独自でですね、そういう取り組みをやるべきじゃないかなと。やり方もいろいろあると思うんですよ、先ほど冒頭で言いました京都では「健やかホームヘルプサービス」ということで1ヶ月あたり1,320円というので取り組んでいたりとか、そうですね、そういう部分があるんで。29年の総括地域包括ケアサービスの中での云々かんぬんというふうに言われましたけども、やはりこういう問題もですね、早急に取り組んでいくべきではないかなというふうに思うんですよ。ちょっとここはまとめてお伺いしますけども、町独自で、今やろうという考えはないというところで確認させてもらっていいんですかね、こういうホームヘルプサービス、ショートステイというところは。ショートステイについては行われているということでしたかね、どちらでしたっけ。もう一度確認させていただきたいと思っております。町独自でやるお考えはないというところで確認させてもらってよろしいでしょうか。

○議長（内村博法議員）

森川福祉課長。

○福祉課長（森川寛子君）

28年度については町独自でやるという考えはございません。それからショートステイについては現行でも行っております。以上です。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

是非ですね、高齢者の、今介護保険の認定にならないとですね、こういう対象にならないというところがやはりその非常に厳しいと。で認定もなかなか、今受けられないという声も聞きます。そういう意味ではですね、こういうのを取り組んでいる自治体はやはり、ゆくゆくは介護予防になったりだとかね、医療予防になったりするわけですから、是非私はですね、取り組んでいただく方向で検討していただければというふうに思います。時間もあれですんで認知症問題についての取り組みで、GPSの問題ですけども、これもなんかデメリットの問題をね、取り上げて、全国でもやっているところがあるけども、いろいろ認知症の対象者の方がそれを持って歩かないだとか、いろいろ言われました。今、地域で見守り活動をやっているというふうに言われました。しかしこの見守り活動というの、24時間やれているわけじゃないですよ。認知症で徘徊をするというのは、いつどこで、そういう状態になるかわからないということですから、今の見守り活動で賄えていますから、これやらなくていいですよじゃなくて、これも全国的にやっぱり事例が幾つもあるわけですよ。月々1,500円の負担でそういう機器を貸し出したりだとか、いうところをやってますんで、これ、十分調査をして検討する必要性があるんじゃないかなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

辻田介護保険課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

質問にお答えします。県内の導入状況としては、6市町が既に導入をしております。20市町村のうち6市町ということですので、まだほとんどの団体が検討をしているという状況であります。その中で、導入をされている団体の中での意見として、本人さんがどうしても機器を付けられないとか、そういった、町長の答弁にもありましたが、そういう理由が掲げられております。導入された各市町についても、従事者の負担については各市町でばらばらなんですけれども、例えば長崎市さんでありますと、一定額負担ということでもありますけども、利用人数についても少ないということで、こちらの方の状況も伺っておりますので、これについては、新たなGPS以外の手法っていうのも今後出てくる可能性もございますので十分検討して導入していきたいと考えております。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

いつも、県内の動向がどうだとかですね、近隣市町村がどうだとかっていう話をよく聞くんですけども、どこを見て行政をやっているかですよ。住民の皆さんがそういう状態で困ってるってなればそれに対応すべきでしょう。県内の動向がどうのこうの問題じゃなくて長与町がやるかどうか、必要性があるかどうかの問題。で、認知症の問題で

いえば、もう全国でもいろんな問題が起きてですね、あれも家族はたまったもんじゃないと思うんですよ。いわゆるこういう問題を解決するためにもね、多少お金がかかってもやるべきではないかというふうに私は思うんです。そういう考えに至らないですか。やはり県内の動向を見てからしか始められないですか、町長答えていただきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

私は決して県内の動向を見てというふうには思っておりません。町独自でやらんといかんことはやっていかなくちやいけないと思いますし、そして現在町であっております見守りっていうのはずっとやってきておりますけども、非常にこれは機能しておるということでございます。ただ、そうは言いましてもですね、この徘徊高齢者の問題というのは、これはすぐそこまできている問題でございます、しかもこれは長与町だけの問題じゃなくてですね、他市町にもこれは波及してくるということでございますので、やはりこういったものにつきましてはですね、やっぱり町独自でも研究をしてみたいというふうに思っておりますけども、ただ、先ほど議員が仰ったGPSにつきましてはですね、こちらの方から導入された自治体を調べたんですけども、そういった意見があったというようなことだけでございます。ただ、これにつきましても我々はSOSネットワーク事業等々含めまして検討していくというふうな事であります。県の方も、この徘徊認知症高齢者の問題につきましては、そういった市町を越えたところに入っているもんですから、これは当然、県の方もやはり力を入れてくるだろうと思いますし、当然町としてもですね、この分については力を入れていきたいというふうに思っております。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

取り組み方がどうであれ、私はやっぱり今、この徘徊をする方々はですね、こうしたどこにいるかという場所が認定されないとなかなか難しいと思うんですよ。いろいろ課題はあると思います。そういう課題はですね、導入する中でいろいろ解決していけばいいと思うんですよ。もういろんな課題があるから、もうこういう問題があるからなかなかできませんねじゃなくて、そういう課題を解決する方向で導入するというのがですね、私はやるべきことだと思いますので、是非取り組んでいただきたいと思います。あと認知症の問題についてはですね、先日、川越市へ視察に行っていました。ちょっと字が小さい「介護マーク」というのがあるんですよ。「介護マーク」、いわゆるその皆さんが名札を付けてますように、「今、介護中です。」と、こういう札を付けて、例えばなぜこういう必要があるかという、トイレと一緒に入ったりだとか、いわゆるその女性を介護してる場合ですと女性の下着を買ったりだとかっていう必要性があると。

そういう時に、やはりそのなかなか何にもしなければ、非常に何と云うか窮屈だということによってこういうマークを貸し出してるといふようなことがありました。「介護マーク」というのを下げてですね、「今、介護中です。」と。こういうことも含めて、私はいろいろ検討すべきではないかなといふふうに思います。これ突然言ったんで、是非検討の課題の一つとしていただきたいといふふうに思います。あと幾つかあるんですけども、ちょっと答弁まで頂けるかどうか分かりませんが、日常の高齢化サービスについてですけど、交通補助券も要望があるということをご承知のことだといふふうに思いますんで早急に取り組んでいただきたいといふのと、寝具洗濯乾燥サービスなんかこれ、先ほど県内の動向ということですけど、隣の時津町なんか平成12年から始めてるんですね。寝具の洗濯乾燥サービスをですね。こういうのこそ、やろうとするとすぐにでもできる問題ですし、理美容出張サービスについても、これは、やはり、幾ら、その幾らと言ったら失礼ですけども、年齢がいこうとも、やはり髪を切ったりだとかですね、髭を剃ったりだとかですね、当然必要になってきますんで、こうしたことをですね、私、あまり難しく考える必要なくてできることじゃないかなと。高齢者祝金についても、9月にならないと支給できないなんて、こんな矛盾したですね、取組はないと思いますんでですね、是非、今日は回答は得られませんでしたけど、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○議長（内村博法議員）

これにて本日の日程は終了いたします。

本日はこれで散会いたします。お疲れ様でした。

（散会 16時10分）